
開会宣告

議長（波岡玄智君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（波岡玄智君） 日程第 1 会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第 2 議案第 23 号 平成 23 年度浜中町一般会計予算

議長（波岡玄智君） 日程第 2 議案第 23 号民生費の質疑を続けます。次の質問者
3 番竹内議員。

3 番（竹内健児君） 89 ページと 101 ページについてお伺いします。89 ページ
の町の社会福祉協議会補助というのがございます。質問も出たのですが重複しないよう
に御質問したいというふうに思いますが、この協議会補助金 759 万 7,000 円が多
くなった。それは、介護センターの設立に伴うものだというふうな説明があったかと思
うのですが、介護と高齢者を含めた、そういう事業を一括してやるんだと、統一してや
るんだという理解でよろしいのでしょうか。そのことが 1 つ。

もう 1 つは、人工透析の問題ですが、非常に危惧されるのは、安心安全の体制に問題
はないかという問題です。これは昨日だったか、一昨日かに、ラジオかテレビかその
当たり記憶にないのですが、透析というのは命を伴うものだというので、非常に今回
の地震なんかでも、相当、停電なんかで混乱しているということで患者さんの透析とい
うのは時間を争うんだというふうに言われているのです。なるべくその停電等、体制を
組みながらやっている、そういう緊急時の動きなんかも看護師の皆さんが訴えておられ
たのですね。東電の装置というのは問題あるというようなことが言われたのですが、そ

ういう点で、マンツーマン方式でちゃんと体制を組んでという事が国の方針だと思うんですが、そういう体制ができないで、もっとこれを協議会の方に委託をして、体制を組み直すと言うことが表明されたわけです。前回の特に、それはもう本当に大丈夫なのかどうかということが、まず、お聞きしたいという点であります。

それから101ページのところで、後期高齢者の関係で、負担金が前回よりは2,000万円近く増えている。この増えた要因というのは、どういうことなのか。お聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉澤正喜君） まず、89ページの社会福祉協議会に対する補助金について、御回答させていただきます。介護センターの在り用でございますけれども、この介護センターでは、今まで町で実施しておりました、身体障害者の事業所そのものを社会福祉協議会に移行して、その上で身体障害者のヘルパー1人、それと高齢者の介護も同時に行うということで高齢者の介護ヘルパー1人を雇用して、事業を運営していくこととしております。

それと、もう1点の透析の関係でございますけれども、人工透析は今まで社会福祉協議会に事業を委託して行っていたものを、一部委託、一部補助という形で2段階になりますけれども、社会福祉協議会が継続して事業を行うということになっております。今までの体制とは、殆んど変わらなくて仕組みがちょっと変わったというだけですので、そういう御理解でいただければなというふうに思います。昨日の質問にもありましたけれども、透析の必要性、重要性は十分理解しております、その体制についても今後、色々協議しながら増えた場合の対応だとか、なるべくこう停電の関係については、病院の方で対応いただけると思いますけれども、そういったことで体制・整備を図りながら、透析患者の福祉のために業務を推進して参りたいというふうに考えております。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（川村義春君） 北海道後期高齢者医療広域連合負担金7,902万3,000円、1,979万4,000円の増でございます。これにつきましては、広域連合からの概算通知による数値を予算計上させていただいておりますけれども、内容としては医療費療養給付費等の総額これを公費5割、それから現役世代からの支援分4割、保険料が1割ということで賄われております。公費の5割の部分につきましては、国・道・市町村からの負担金でまさにこの部分になりますが、国が12分の3、道が12分の1、

町が12分の1を負担するものであります。

それで算定の根拠的に言いますと、平成22年度の1人当たり給付見込み額が、1人当たりですけれども94万4,218円、20年度と21年度の伸び率が1.0755109というふうになっています。平成23年度の1人当たり給付見込み額を算定しますと101万5,517円となります。平成23年度の被保数952人を掛けますと9億6,677万2,184円、これに平成21年度の負担対象割額、この割合が0.9808736910というこれを掛けますと負担対象額が出ます。この負担対象額が9億4,828万1,400円、これの12分の1が町の負担分です。これが7,902万3,000円という事ですので、こういう算定方式に基づいて概算通知が来ているということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

3番（竹内健児君） それでは、体制の面では、効率的な人員配置が出来るんだということのようですが、こういうふうにしたのは、マンツーマンでは中々大変だということから来ているんじゃないかなという事で、効率的な人員配置と安全安心の移送、そういう体制との矛盾は出てこないのか、どうなのかという問題です。前から言っているのですが、それは絶対大丈夫だと十分やっていけるんだという押さえでよろしいのかどうなのか。その点、もう一度お聞きしたいと思えます。

それから今、2,000万円近い負担金が増えるという点では公費の部分の5割、これが増える部分と、それから当然、保険料にも跳ね返る1割の部分、それは後期高齢者の医療の部分上がるから、そうなるのだという事になる訳ですが、前から言われているように、後期高齢者の保険料も含めてでしょうけれども、医療費は上がるだろうという事は予想されていたんですね。ところが、これだけ上がるものというふうにならんと私は驚いているのですけれども、これは想定内の現象だというふうに考えておられますか。その点どういうふうにご考えていますか。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉澤正喜君） 透析の介護の在り方でございますけども、確かにマンツーマンで手厚い介護が出来れば素晴らしい訳ですけれども、経費的に非常にマンツーマンということであれば、例えば6人を運ぶのであれば6人を用意しなければならないという事になります。

それと時間的な拘束だとか、そういうものの安全面だとか色々考えまして、病院の方

となるべく連携を深めながらやっておりますけども、病院の受け入れ体制なども含めて集中的に3人ぐらいずつとか、4人ぐらいずつとか打合せをしながら病状、身体の状況も勘案しながら移送に耐えられない方については、入院させていただくとか、そういうことも含めて病院と繋がりを持ってやらせていただいております。

それと今年度までは運転手さんの方、1人の方はヘルパーの資格を持っておりましてけども、もう1人の方は介護の資格が無かったことから来年度からは、運転手さんにもヘルパーの資格がある方を採用する予定で、内容の充実に努めさせていただいておりますので、これからも安全面に関しては配慮しながら、運行して行きたいというふうに考えております。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（川村義春君） 再質問にお答えをしたいと思います。今回の約2,000万円程増えたということについては、議員がおっしゃるとおり医療費が伸びているという事と、それから浜中町の被保険者去年は894人でしたけれども、今年は952人という見込みで算定されていますから、その額が多くなっているということで、これはルールに基づいて計算されますので、想定外・想定内というそういう判断の話ではないと。これはルールに基づいて、北海道全体の被保険者に基づいて算定されるものであるというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

3番（竹内健児君） 89ページの関係ですけれども、病院を含めて病院と十分対応を取りながら対応していくということと、もう1つは移送の運転手もヘルパーの資格を持ったそういう人を採用するという事で、万全を期しているというお話のようでありませけれども、そもそも国の基準に則ってやれば、これは国の補助が入るのですか。

それはしなくて独自にやれば良いんだと、どういう点がメリットというふうに経費の面でメリットが出るというふうにお考えなのかどうなのか。国の補助が出た方が良いんじゃないかと思うのだけれども人員の問題だとか、そういう点で大変で、結構経費が掛かるから、こっちの方が良いという関係なのかどうなのか。その辺りはどういう判断をされて、こういう形をとったのか。最後にお聞きしたいと思います。

それから後期高齢者の医療費の負担金の関係ですけれども、この負担金ともう1つは、これは保険料もかかわってくるわけですね。そうなりますと、ダブルで後期高齢者の負担というのは増えてくる、うなぎ登りになって行くだろうということになる。普通に

考えればそうですけども、そうじゃないんだというその辺りお聞かせ願いたい。負担金ですから、この負担金というのは広域連合に払うお金でしょ。保険料じゃないんですよ。そうしますと、勿論、医療費が上がれば保険料も上がる訳ですから、ダブルで増えるという事には、ならないのかどうなのか。そこら辺りちょっとご説明願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉澤正喜君） 国の制度を使うとすれば、介護タクシーになります。介護タクシーでやるとすれば概算ですけれども、2万円ぐらい1回個人負担が掛かることになります。それを、町でタクシーの運行費を補助するか、それともちょっと不自由をかけることもあるのかも知れませんが、まとめて何人が運ぶということの差だと思うのですよ。現状としては、両方を勘案しながら病院と連携をとりながら、利用者の不便もなるべく解消するような形で経費的にも、今のものが、やはり一番ベターなのかなというふうに考えています。

国の介護タクシーの基準そのものが、都市型の制度だというふうに考えておりますけれども、地方には馴染まないものではないかという考え方があって、昨日もお話させていただきましたけれども、今後中央に向かって、そういう要請をして行かなければならないかなという話になってきている状況で御理解をいただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（川村義春君） 再々質問にお答えをします。冒頭ですね、1回目の質問の時に答えしたことを再度思い出していただきたいのですけれども、療養給付費との総額を公費5割、現役世代からの支援分が4割、保険料は1割によって賄われていますよというお話をしました。そのうちの公費の5割の部分を、今回、浜中町は12分の1負担するんですよ、ということですから保険料とは別です。保険料は別に1割です。

だから、保険料は後期高齢者特別会計の中で本年度で行きますと、昨年よりも確かに医療費が伸びていますから104%増えた形で、金額にして91万8,000円程伸びていますけれども、そういう予算化をさせていただいております。その辺でご理解いただけるのかなというふうに思うのですけれども、よろしいでしょうか。そういうことです。以上です。

議長（波岡玄智君） 次に、第4款衛生費の質疑を行います。

2番落合議員。

2番(落合俊雄君) では1点だけ質問をいたします。ページで行きますと131ページ、ごみ減量化対策に要する経費の19節負担金補助及び交付金にかかわってであります。

資源物リサイクル活動奨励交付金、昨年からこういうものがスタート致しました。これは基本部分で、後、この他に自治体持ち込み部分に関しては、ペット歳入に応じて自治体に配布するというところでスタートしていますが、今回基本的にベースアップが図られました。このベースアップを図るということになった経過は、どの様なものであったのかという事と、昨年と比較して最大の自治会、最小自治体というのがある訳で、ベース部分が最大であろうが最小であろうが変わらないんですね。去年は自治会単位5万円でありました。今回はそれが6万円に引き上げられました。去年が、個別一戸当たりの単価が300円であったものが今回500円になっている、私、担当の方からの資料をいただきまして、それによって、ちょっと単純に計算をしてみました。そうしますと、昨年については最小自治会と最大自治会でどれぐらいの差があるのかなど。金額総額で言いますと3.5倍であります。中身で申し上げます。戸当たり平均で申し上げますと最小自治会の戸当たりで割替えしますと3,871円、最大自治体でいきますと400円です。

23年度予算になりますと、これが最小自治会におきましては戸当たり4,785円。最大自治会におきましては、加入世帯数がちょっと変更になっていますので、単価が単純には比較できないのでありますが660円にあります。これを導入された経緯というのは、昨年も多少説明はされていますので理解をいたしますが、単純に今年の対象自治会に対する交付金を今言われるベースの部分と、戸当たりの部分を総合いたしますと、276万2,500円という金額になります。どこかでこれに似たような金額があったような気がしました。それは歳入における地域集会施設光熱水費地元負担金であります。これが270万円程度、歳入に見込まれております。このことは何を申し上げたいかと言いますと、歳入にかかわる部分で言いますと、財政再建プランを作成するに当たって、自治会の方から地域自治体施設の掛かる経費については、地元での負担を応分の負担をする用意があるという自治会からの申し出を受けて、町として、その負担をお願いすることにしたという経過を、これまでも町長何回も説明をされておりました。

一方で、昨年からはまったこの事業と申しますが、この部分に関して申しますと、リサイクル分別をして、その資源というものの取扱い認識を町民に広く理解してもらおう、

その上で得られた収益を何らかの形で住民にお返しをしたいという経過から、これは設けられたものだというふうに思いますし、この認識は多分皆さんも同じだろうと思います。

そこで昨年、私も一自治会の役目を仰せつかっていますので感じたことですが、このリサイクル奨励金に関して担当は町民課でございますので、町民課の方から丁寧にこういう交付金にかかわって書類の提出をお願いするというところで参りました。

一方で、光熱水費地元負担に関しては、これは担当が総務課です。総務課の方からも、こういう事での負担をお願いしますとそういうふうに話す。そして行政の中身として窓口が2つ存在する事になるのです。受け皿は自治会1つであります。本来、行政というのは町民に対して窓口は1つこうあるべきが1番分かり易い話でございます。受け皿、町民側の方が1つです。それで色んなところから色んなものが来る、一方でこういうことを推奨するその対価としての奨励金を交付する。一方でこういう事で、町の負担に対するいわゆる地域住民の負担分をお願いすると、この辺の一環性はいかがかと。

行政というのは基本的に、誰の為に行政を行うかと言ったら、住民の為に行政を行うそれが本旨であろうと。そうした時に姿勢として、もう少しきちんとした精査をして、こういうものを判断すべきではないのかと、分かり易く言えば、こういう奨励金を交付する、やってみました、これだけの成果がありました。更に自治会持込み分については、これだけの成果がありました。これは補正の時に担当課長から説明がありました。考え方としてこういう事業を展開してこういうものを奨励する。そうした時に、こういう事を皆さんに協力して貰って得られたもので、極端に言うとも今までお願いしていたこの部分に関しては、少し考え方を変わるなり整理をして、こういう形でいかがなものかとか、そういう提案を私は本来されるべきじゃないのかなというふうに思います。この辺の交通整理は行政として、もう少しされたいかがかと。同じ対象を相手にして出口、入口が別にあるということでは、業務をただ単に複雑にしているだけで、受け皿にとってどんな利益があるのか。その辺も含めてもう少し、こういうリサイクル奨励金そのものについて、提案そのものを否定するという事ではないです。されど行政の考え方として、この辺はもう少し整理をされるべきだというふうに考えますので、これは入口はリサイクルであります。内容としてこれは執行者の姿勢の問題、考え方の問題だと思いますので、直接副町長の方から今の事に対するお答えをいただきたいというふうに思います。資源そのものについて、この奨励そのものは私は別に否定をしません。

ただ、基本的な考え方、行政としての姿勢のあり方、この辺についてのお答えをいただきたいと。よろしくをお願いします。

議長（波岡玄智君） 今の質疑ですけれども、本会議は予算質疑であります。願わくば、一般質問に準じるようなそういう展開の仕方というものは、ある程度お控えいただきながら、あくまでも予算質疑でありますので、予算にかかわっての質疑応答にしていただきたいとこのように思います。

今のような質問はどちらかという、一般質問の中で政策的な判断を問うものでありますから、そういうひとつ配慮の中で御質問いただきたいとします。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（川村義春君） 2番議員さんから副町長にということですが、前段、私の方から考え方を述べたいと思います。

補正予算の際にも御説明させていただきましたけれども、このリサイクル活動奨励交付金の趣旨については、2番議員さんもよく承知していただいているということです。

ただ、再建プランに基づく会館の補助金の歳入の部分とは、私どもは全く別物というふうに捉えています。町民の方々が、早いうちから家庭から出るごみの分別を積極的に推進されていると、そういうことを町長が、これはなんとか還元すべきだなと。多い時は1,200万円もの町の貴重な自主財源が生まれた。去年は850万円くらいでしたけれども、今年度は1,000万円を超える資源物の売払いがある。そういうことからいって、今までの要綱を見直して、もう少し半分くらいまで町民に還元しても良いのではないかという声がありましたが、私どもはもう少しちょっと押さえて3分の1くらいを還元しないと、資源物の売払い単価も下がることも予想されるので、とりあえずは1万円上げさせてもらう。それから戸数割についても300円のところを500円にさせてもらう。そして去年、一生懸命集めてくれた資源物を回収して、持ち込んでくれた自治会が15団体にしか過ぎなかった。これをもう少し28自治会全員が取り組むことによって地域内の環境がすこぶる良くなるだろうという事で、当初3分の1の要綱を去年は2分の1に見直しました。

それで、全体としては資源物の売払いについては、2分の1で各自治会に交付をすることが出来ましたし、今年度については、2分の1をさらに高めて3分の2にして、それだけは別枠で15万円を上限にという事で各自治会に還元をします。そういうことで、町長の了解を得て要綱を見直すことにしました。今回の予算計上についても、全自治会

が取り組んでいただく地域の環境を良くする資源物については、循環型社会を推進するというところでしておりますから、その再建プランの歳入の部分と付け合わせて、私もは考えておりませんので、その辺、御理解いただきたいとこのように思っています。以上です。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本博君） ただ今の質問にお答えしたいと思いますけども、このリサイクル奨励金につきましては、今、町民課長が言われたように、今までしっかり個々の家庭で分別してくれた、そのことの結果がここに繋がって来ていると思います。

今、17品目もそうですから、この分別の数も含めると相当多くなっています他の町村から見ると。それで今は後半戦は食用油、更には布まで来ています。そんな関係で、少しでも燃やすごみが少なくなる。このことがなっていると思いますので、自治会の皆さんに対して良いことだというふうに思って、今回の奨励金を支出しますし増額もするという方向になった所であります。

なお、この方式含めて今年度まちづくり懇談会がありますから、その中で、このことについて先ほども言われた会館の費用の負担の関係もありますけれども、そのことも、お話をしようかなと思っております。ただ、財政再建プランの中で示して、今回50%の負担願っていますけれども、間違いなく効果としては、全体の電気料が下がっています。灯油、水道はそんなに変わらないのですけれども、やはりきちんと各自治会で節電されているのかなとそういうふうに見えています。そんな関係を含めて、これからまちづくり懇談会を含めてですとか、それから町長が帰って来たら、また相談をすとか、そういう事も含めて進めていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 窓口の一本化の部分の内容の質問がありました。そのことに対して。

副町長（松本博君） 現状では一本化というのは、今自治会にしているのはリサイクル奨励金、それから公の施設の管理運営ももう一本あるんです。お支払しているのは、それから、自治会から上がってくるのは、電気の関係も小さいところはないのですけれども、電気代の請求も上がってくると思います。

ただ、この一本化については、もう少し関係課が属するものですから、少し勉強させてもらいたいというふうに思っております。以上です。

議長（波岡玄智君） 落合議員。

2番(落合俊雄君) こういう展開になったら、私もちょっと言葉が不足していたという部分はありますので、その辺はお詫びを申し上げます。

何故こんなことを申し上げたかという事であります。昨年3月の定例会でありましたが、一部地域がいわゆる、地域負担分の負担に応じられないとか何とかというような話があったんですね。その事で、結果的にその最後の策として、いわゆるこうやって配られた、リサイクル奨励金を原資として自治会負担分を捻出したという、そういう自治会もあるわけですね。

一方で、こういうものがあるから、それを財源にして支払ってくれと言って要請したような経過もあるわけです。やっぱりここに何らかの矛盾があるんじゃないのかということから、先ほどのお話になってしまったのですが、考え方をもう少しきちんと整理すべきではないかというのは最後に申し上げたのですが、これは、その受け皿として非常に一定の整理が必要になってくるわけですよ。そうなってくると、窓口は1つであってくれた方が対応は簡単でありますし、解決も早いわけです。それが、中々そうならない、なっていないという事から、こういう話でもありますし反対に申し上げますと、こういうリサイクル資源物を売払って得られた収入というものは、もっとしっかりとした例えば奨励金として自治会に出すということ以外に、もっと何か他に役立てることが無いのかと。町民の協力を経て資源を回収したと、それに手を貸してもらった部分も含めて、これをどのような活要をすることが一番良いのか、最善なのかそういうようなことを工夫されるべきではないのか、そういう考え方は持つべきではないですかと。

そんな思いもあったので果たして、こういう得られたものを、昨年当初は3分の1中途で2分の1、今回3分の2というようなそんな事で良いのだろうか。もっとしっかりと目的を持ってこれを活用するという、そういう判断があるんじゃないのかと、その辺がありますので、こういう活用もそれはそれで良いかも知れないが、もっと違った考え方に立つという、そういうお考えはないのかどうか。聞かせていただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) 2番議員さんのおっしゃることは良く理解は出来ます。そういうふうに再建プランでいうところの50%負担に充当しているという事も、これは交付した側から言わせると、それを交付された自治会が、その原資をどう使おうと自由ですから、私には、それに対して言うことはないと思います。

ただ、私共は全部理事者に話してきたのは、自治会のその負担金の原資にするのであ

れば、一層のこと面倒な手続きをしなくても済むように、逆に自治会の50%負担をなくした方が、その原資で無くした方がいいんじゃないですかと。一般会計の中ですから、要するに1,200万円は一般財源化されている訳ですから、その一般財源の補てんの為に、各自治会から50%の負担金を求めている訳ですから、相殺した方がかえって良いんじゃないですかと言った事もあります。

ですが、私たちは生活環境をよくするそういうことが、地域の住民の皆さんの為にもなるし環境も良くなる。循環型資源化社会を作っていくと。こういう目的で仕事していますから、これは是非、町長やらせてくださいという事で制度をつくらせてもらいました。この売却料を他に活用する方法もあるんじゃないかというご質問でしたけれども、私どもは色々考えました。先の補正予算の際にも言いましたけれども、道路に散乱する空き缶・ペットボトルこれらは全部資源物ですけれども、これらを1カ月ずつ、毎月のように町職員が時間を割いて拾い集めました。こんな事が、各自治会町内会が資源化するという事で取り組んでくれたら、町の中が綺麗になるんですよ。こういうことの啓発活動が一番有益だと。それに還元してやろうということで始めた制度ですので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いします。

議長（波岡玄智君） 7番成田議員。

7番（成田良雄君） 1点だけ質問致します。113ページ町民に対しての、情報提供の意味からも質問したいと思います。113ページの広域救急医療対策に要する経費、ここに載っている負担金について内容をお願いしたいと思います。

また昨年度、この救急医療要する経費の中で救急情報キット、命のバトンを購入費として計上されたと思いますけれども、ここに計上されているのか。また計上されていないければその理由、そしてこの事業を本年度も継続されていくのか。その点お願いしたいと思います。

また、この中にもドクターヘリの地元負担金がされると思いますけれども、今回負担金としてされているのか。その点説明をお願いします。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉澤正喜君） 広域救急医療に関する負担金の関係で113ページのご質問でございます。この広域救急医療につきましては、二次救急に対する負担金を釧路・根室管内で負担するもので、それぞれ均等割、人口割、救急搬送割等で決められておりまして、釧路市から釧路市医師会に浜中町は釧路市に支払って、釧路市から医師会

の方に補助される負担される形になっております。

もう1つは、昨年だったと思いますけれども補正予算でお願いしておりました、小児救急医療の関係で釧路日赤病院の国・道の要綱改正において、釧路日赤病院の負担が増えるということで、これも釧路管内で広域負担をする形で、釧路市を窓口で釧路日赤病院の方に補助する形、負担する形をとっております。

それと、救急医療情報キットの関係ですが、昨年予算化させていただきまして、ある程度、良い実績を何例か見ているわけですが、本年度は予算計上はありませんが、とりあえず今年度新たに対象となる方については、自治会なり民生委員さんなりを通じて去年の残っている分で、とりあえず対応していきたいと。もしそれで不足するようであれば補正予算の方で計上させていただいて事業を是非、継続していきたいというふうに考えております。

それと、ドクターヘリのごさいますけれども、ドクターヘリについては、初年度、地元負担という形で、各町村で設備費などについて負担致しましたが、次年度以降は、診療報酬などで運行調整委員会の方で可能だという形で、昨年度からヘリに関する負担金は予算計上しておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

7番（成田良雄君） 了解しました。二次救急の負担金として、浜中から釧路市へ、そして医師会へ負担という、この計上という説明でありました。

また、命のバトンについては、去年の残りを去年は全対象者ですが、今年からは多分60歳になった人のみと言う事だと思っておりますけれども、その意味で昨年、何世帯で何名の方に配付したのか。それで今年は何名が対象なのかを説明お願いしたいと思います。昨年9月から動き出したのがそうですけれども、これを救急隊員が活用した事例が、そして命が救われたと、そのバトンがあった為に生命がまた重病にならなかったという事例がありましたら、説明をお願いしたいと思います。

また、ドクターヘリについても負担金はなしという事でございますけれども、我が町において、昨年度どのくらいドクターヘリを活用したのか。その中で命を救われた方が居ると思っております。我が町内会においても1名の方がドクターヘリで、1時間2時間と遅ければ、本当に重病で命にかかわるという方が、ドクターヘリで今元気に生活されますけれども、そういう意味では昨年度の運行状況の説明をお願いしたいなと。

また、本当にこういう方が一命を取り留めたという事例がありましたら、それもよろ

しくお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉澤正喜君） 命のバトンでございますが、対象者数が2,292人世帯数が1,482世帯ということで、配布実績が3月8日現在ですけれども2,172人で世帯数が1,378世帯の概ね60歳以上の方について配布をさせていただいております。大体94%くらいの配付になっております。

実際には、もう既にそれぞれの自治会で取り組んでいただいて配布を終えて、バトンのスタートを始めたわけですけれども、消防の方で10月から統計をとっていただいております。バトンの対象者として救急搬送された方は46名で使用が3名、内訳については心疾患が1名で、新生物にかかわるものが2名という事で出動件数に対して43件の方が未使用でございます。未使用というのは多くは、中身についての記載がなかったとか心肺停止状態によって使うことができなかったとか、そういう理由でございますけれども、最も多いのがやはり情報が記入されていない。そういう方が大体13名、発生場所が住宅以外だったという方が6名等、そういう方が利用されなかった理由が多いというかそういうことになっております。

これらにつきましては今後、色んな形で広報するなり自治会配布でお知らせするなりして、周知徹底を図って自治会民生委員さん福祉保健課も含めてですけれども、普及啓発と記入漏れについての対応に当たっていきいたいというふうに考えております。この3件の使用があった訳ですけれども、心疾患については、救急搬送病院から掛かりつけの病院じゃないところに救急搬送は救急指定病院に運ぶものですから、そういう関係で専門的な治療が必要だということで、三次の方にバトンがあった事で回ったという成果があります。

それと他の2件の新生物についても、医療事情が良く理解できて救急医療の対応についても、スムーズに行ったというふうに聞いております。今年の配付につきましては、60歳を中心に大体60名くらいになると思いますけれども、その配布は自治会さんなり民生委員さんなりをお願いして配付していきたいと。もしご協力をいただけないとするのであれば、多分協力していただけるとは思いますけれども、それが不可能であれば、福祉保健課の方で対応していきたいというふうに考えておりますし、60歳以上の方以外の年齢の低い方についても、必要があれば配付していきたいというふうに考えております。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） ドクターヘリの運行回数等でございますけれども、今手元に資料があるのが平成21年度の資料になりますが、6件の出動件数になっております。内訳としては、救急現場出動5件、緊急外来搬送が1件というふうになっております。22年中のデータにつきましては手元に資料っておりません。22年度の最終的な分析ですとか、そういう実績報告書がまだ出ておりませんので、はっきりしていないものですから、御了承いただきたいと思います。以上です。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

7番（成田良雄君） 最後の質問になりますけれども、命のバトン関係ですけれども、ただ今3名の方が活用されて人命救助において、最大限に活用されたという答弁でございます。先ほど答弁もありましたけれども、やはり全世帯に配布というか94%としても、全世帯がやはり配布して、そして記入して保管してもらおうと啓発周知徹底が今後の課題かなというふうに思います。13件が未記入だったということでございますけれども、それがあれば救急隊員も、情報として取り入れられたかなというふうに思いますけれども、再度、町内会においても全員記入してくださいというふうに配布時点でも周知しました。

また、いろんな役員会の中でも、各班長さんにも周知しました。徹底しますけれども、町においてもやはり年に数回、必ず記入して冷蔵庫に保管しておいてくださいと、このような徹底した周知徹底をお願いしたいなど。また、家族の希望者においては用紙を厚い普通のコピー用紙でも良いのですけれども、この記入用紙を配付出来るように、どうか再度強い周知徹底を図ってもらいたいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉澤正喜君） ドクターヘリについて、22年度の資料がありましたのでお知らせをいたしたいと思います。浜中町においては、4月から9月まででございますが11件出動されております。当初予定した出役回数をヘリは、半年のうちに消化してしましまして、後の半年は、計画をオーバーしながら運行しているというかヘリの操縦士さんの方も大変忙しい思いをして、緊迫感を持ってやっていただいているというふうに聞いております。それと命のバトンのことでございますが、バトンにつきましては、お話の通り43件の方が未記入でありました。その43件の未記入ということは、非常に記入していないものがやはり多いという、それと全戸に配布したものです

から、実際には必要でない方もいらっしゃるという事で、冷蔵庫に入れなくて横の方にしてしまっていたというのは確かにあると思います。そういう面で、本当に必要だった人に配布すべきだったのかなと思っておりますけれども、色々な意味を含めて60歳以上の全戸に配布をさせていただいておりますし、希望者につきましては、当然用紙をいつでもお配りしています。それとインターネットの町のホームページからもダウンロード出来て、記入して保管していくという事も可能ですので、色々な面でご活用いただければと思います。

それと未記入者の対応ですが、消防の方で要援護者の火災予防の関係で自宅を訪問する機会があります。その機会で消防署員の方が要援護者、ひとり暮らし、老夫婦の方のところの確認もさせていただいておりますし、ヘルパーさんなんか、ひとり暮らしや高齢者の方で記入していないところがあれば記入するだとか、という形をとっていきます。一番やっぱり記入が少ないのは高齢者の居る家庭になりますので、家庭の中で協力しながらお爺ちゃんお婆ちゃんのを、なるべくお嫁さんが書いてくれるだとか息子さんが書いてくれるだとか、そういう形で家族間で協力関係が生まれていけばバトンの有効性というか、そういうものが広まっていくのかなというふうに考えています。色々な方面でアクセスしながら普及していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 答弁者の方をお願いを申し上げますけれども、一方において資料が無いという答弁がありました。一方においては答弁がありました。答弁に対して、しっかりと一貫性を持った対応していただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 6番中山議員。

6番（中山真一君） 129ページの環境政策に要する経費で、131ページ霧多布湿原エゾシカ対策事業調査委託料についてお尋ねいたします。これは2年目になるかと思いますが、昨年は商工費の中の霧多布湿原に要する経費に入っておりました。これが、衛生費に回った理由はなぜなのか。

それから、昨年は300万円の予算で3カ所の枠組みをしてという話がございましたが、これを調査地区の拡大を図っていくということですが、具体的に教えていただきたいなと思っております。

それから、139ページ合併処理浄化槽設置事業補助についてお尋ねいたします。900万円の予算ですが、補正予算の中で22年度はちょっと申し込みが少なかったとい

うお話がございましたが、以前お聞きした時に、21年度で歳出で合併処理の浄化槽の対象地区219戸があるということをお聞きしたことがあります。先般の補正でもって208戸になっているということがございました。もし、この対象地区がどうなっているのか変わっているのか分かれば教えていただきたい。

そして、また以前はこの合併処理浄化槽は対象地区はあるけれども、重点的地区を決めてやっていくんだという事でございます。23年度は、その辺はどういう方法で周知をし、その対象地区に重点地区を設けるのかどうか。その辺をお聞きさせていただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（川村義春君） 最初に131ページのエゾシカ対策事業調査委託料の概要について御説明をさせていただきたいと思います。6番議員がおっしゃったように昨年は、まちづくり課で担当をしておりました。まちづくり課としては、道の補助を受けて実施をされておりまして、事務分掌的にいきますと、自然公園の保全という形の中でエゾシカ対策のあるいは湿原の植生の調査を進めてきた。これが2年3年というふうになっていきますと、町民課サイドの事務分掌、霧多布湿原の保全に関する事項というのが町民課の環境政策課の係の中にございまして、私どもの方からは霧多布湿原の花を保全するための防護柵の設置の予算要求をさせていただいたところです。

それで事務分掌的に統合すべきでないかという話になりまして、どちらで予算を持った方が良いんだらうかと内部で協議をさせていただきました。その結果、やっぱり霧多布湿原の植生エゾシカ対策ですから、町民課サイドで持った方がいいたらうという事で、今年度から町民課で予算を付け実行することになった次第であります。この財源につきましては、光を注ぐ交付金の基金を取り崩して事業を実施するという事でございます。それで事業の内容について申し上げますが、エゾシカの行動調査、これについては、仲の浜・琵琶瀬地区から範囲を拡大いたしまして、新川・暮帰別・榊町地区も含めた全域でのエゾシカの行動経路を把握して、苦情対策等の手段の方向性を探ると。

それから、エゾシカの植生調査ですけれども、仲の浜・琵琶瀬・新川・暮帰別の植物採食の状況を把握して、植生の変化とダメージを把握して、今後の植生保全のあり方を探るという事で計画をされております。なお、昨年までの去年のまとめですけれども、行動調査においては湿原内囲い組区では、エゾカンゾウの開花時におけるエゾシカの出現及び採食の確認が多く、この時期のエゾカンゾウの依存度が高い事が伺えた。エゾ

シカは常に仲の浜地区に居る訳ではなく、日没後に道路側やMGロードを渡って来て、日の出前に再び、道路側やMGロードを渡り湿原西方向へ移動していると推察されるという報告がでました。行動植生調査の方では調査区域内では、エゾカンゾウ・タチギボウシ・野ハナショウブに多数の採食痕があったということで、エゾカンゾウだけではないと、タチギボウシなんかも食べているという事ようです。エゾカンゾウは多くの花茎が採食されていたと花の茎ですね。花も含めて、それが採食をされていたと植生全体に対する影響を見るためには、更なる調査が必要ということで22年度の調査報告がされております。

なお、加えて湿原内に咲くエゾシカの食害を防ぐために、仲の浜地区の木道から湿原内の一角を区切って約620mの区域を、簡単に設置可能なソーラーシステムを活用した電気柵3段張りで高さ1m50cmです。これを試験的に設置して、シカを中に入れないで入れないようにやってみようとかいうことを、とりあえず今回、試験的にやっていると。この効果が出るとすれば簡単に取り外しが出来ますから、範囲を広げていけば良いのかなと。予算的には約30万円位の予算で設置可能という事でございます。合併浄化槽のお話ですけども、昨年のお話では219戸実績として平成21年度に5戸、それから平成22年度に6戸で11戸実績として実施されていますから、現在208戸が残っているという事で、確かに21年度の都市は散布地区を重点的に実施しようということで進めて現地に入って説明会も実施いたしました。

ですが、なかなか普及が進まない。経済的な環境もあるのでしょうけれども、それで22年度は全町を対象にして実施をするということで広報も通じて行いましたし、文化センターで説明会も企画して実施をさせていただきました。そんなことで周知を図りながらも、やはり高額なものですから中々申し込みがなかったと。5人槽で90万円、7人槽以上で95万円の補助ですけども、中々申し込みが少なかったという事から、今年度はこの208戸、全戸に悉皆調査ということでアンケート調査をします。

それで、将来に亘って設置をする意思があるかどうか。設置をすれば何年頃を予定しているか。何人槽で設置をするのかというような内容を決めまして、4月中に208戸、全戸にアンケートを送付致しまして、もちろん返信用の封書も入れまして回収するという事で、そのアンケートの結果を取りまとめて、順次希望がある所に個別にでも設置を進めるというような事で、計画的に進めていきたいなというふうに考えているところです。以上です。

議長（波岡玄智君） 中山議員。

6番（中山真一君） 131ページのエゾシカ対策について、再度質問させていただきます。昨年やった経過も今教えて頂きましたが、今年23年度が2年目と当初、調査は3年続けるというふうに言われていたのですが、来年も同様の調査をする予定があるのかどうか。現在のところの判断で教えていただきたいなと思います。

それから620mの電気柵ですか。これも設置してやってみるというようなことを言われました。あと調査の関係で、昨年調査箇所3カ所ということですがけれども、これも広げて行く予定があるのかどうか。

それから、もう1つには調査調査で花が無くならないか心配なのですが、そういう点では、農水費の方でもエゾシカ等有害駆除委託料が、昨年の230万円から460万円に増えているという事で大変嬉しいことですが、この調査は400数十万円も掛かるのであれば、この辺調査調査と言うよりも、そっちの方に向けていく気がないのかどうか。その辺もお尋ねさせていただきたいと思います。そういうことで御答弁をお願いします。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（川村義春君） まずこの事業ですけれども、住民生活に光を注ぐ交付金充当事業という事で、本年から24年まで事業費規模で400万円ずつが対象となっております。

それで、計画としては今言われるように、調査調査で花が無くなるということが心配されますから、その対策として電気柵をやってみたいという事です。600mということになりますと、仲の浜地区で行きますと田中さんの住宅がありますよね。あれから、ポーチの木道があるところまで四角く区切れる、その範囲以内を花の美しいところですから、あの一角だけでもまず守ってみようという事で、効果が果たしてどうなのか分かりませんが、そして、その効果が今年あるとすれば、24年度事業の400万円の中で、事業の内容を振り分けるということも可能かなというふうに思っております。

そういう中で、24年度の事業で、その600mを更に増やしていただくか、そういうことも含めて今後、検討していきたいと思っておりますし、現実的に3カ所囲っておりますけれども、それを広げて調査をする意思があるのかという話ですけれども、今年の23年度の調査については広げる予定はございません。今ある設置しているものを更に再度活用しながら、小まめに調査をするという事でございます。以上です。

議長（波岡玄智君） 8番鈴木議員。

8番(鈴木敏文君) 初めに125ページ、その他、健康食品に要する経費165万3,000円殆ど人件費でありますけども健康促進のもの、ちょっと漠然としていますのでどういう業務内容なのか、取り組みなのか教えて頂きたいと思います。

もう1点が、133ページ塵芥処理に要する経費の委託料、これが根室に単年度委託と3,000万円程あります。去年は確か2,600万円程でありましたから、このアップの要因ですね。可燃ごみが増えているのか、あるいは単年度契約でありますから、その委託料のアップなのか。この辺を教えていただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 衛生費の中で、保健事業に関して色々と予算計上をさせていただいている訳でございますけども、その他、健康促進に要する経費の中においては、各補助制度を有効利用しながら、その補助に対応する臨時職員の賃金、それと業務に使用するコピー料金、賃金が119日分の半年6カ月分、それとコピーの使用料金を4カ月分計上させていただいております。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) 塵芥処理に要する経費の委託料にかかわって468万5,000円増えていますが、この内容についてのお話でございますので御説明をしたいと思います。

実は経過から申し上げますと、可燃ごみの処理につきましては焼却施設の不具合から平成27年2月19日付で道の承認を得て休止としておりまして、21年度から根室市に焼却委託をお願いすることにしております。委託経費につきましては、平成21年度からトン当たり2万1,000円の処理費で焼却灰を持ち帰る条件で、根室市と単年度契約をしてございまして、当初は924トンとして計上をしております。

当時、収集された可燃ごみについては、破碎処理後、水分を切って減量してから根室市に搬送する計画でありましたけれども、釧路支庁廃棄物対策係と協議をさせていただいたところ、可燃ごみを一度収集車から排出し破碎して積み替えて、根室市に運搬するという点については、法的に問題があるよということの指摘を受けましたので収集したごみは、直接根室市に運搬せざるをえなくなった経過があります。それで、平成21年度3月補正で100トンを補正させていただきまして、合計1,024トンを根室市で焼却しております。

しかし、平成21年度の可燃ごみの総量は収集ごみが1,018トン、直接搬入ごみ

が496トン、合わせて1,514トンという事で1,500トン程あります。当初予算内では490トンの可燃ごみの焼却ができないでありまして、資源物置き場の一部を利用してブルーシートで覆って保管をいたしました。このような事から平成22年度の予算要求は前年の経緯を踏まえながら、最終処分場の延命も考慮しながら最終処分場に入れないで226トン増量の1,250トンで計上したところであります。

ですが、累積して焼却できずにある可燃ごみの保管につきましては、廃棄物処理法に定めがある施設の維持管理基準に合致しない適合しないということで、適合しないという事はブルーシートで保管することは駄目ですよという事です。そういう事で早急に処理をしなければならない。そんなことから、更に200トンを加算して処理委託料を計上させていただいたところです。ですから、予算の468万5,000円の増につきましては、一部前年より200トン根室市に多く持ち込むということの予算計上でございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

8番（鈴木敏文君） 1点目の、その他の健康促進に要する経費です。6カ月分の賃金とコピー代だという事ですけれども、これはこの予算書を見ればすぐに分かる訳で、健康促進というのは、どういう取り組みをして健康促進というのか。その内容を聞いた訳でありますので、もう一度お願いをしたいと思います。

それと根室市との委託でありますけれども、昨年は1,100トン程度で抑えたいということでありました。それが、1,250トンを予想するんだという事で、この町政執行方針で料飲店組合との協力を得たいということが書いてありますけれども、この料飲店組合とはどのような話し合いが持たれて、どのような感触があるのか。その点も聞いておきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

福祉保健課主幹（伊藤敦子君） その他、健康促進事業の内容につきまして、ご説明を申し上げます。健康促進事業の内容ですけれども、その上の項目で成人保健に要する経費と、福祉保健に要する経費という経費の内訳があるかと思っておりますけれども、この両方にまたがるものとして、臨時職員賃金とコピー借上料という事で計上させていただいております。福祉保健事業につきましては、乳児相談でありますとか、1歳半とか3歳児健診でありますとか、そういう受付等、あと事務関係は全てこの職員にやっただいているという事です。それと成人保健に要する経費につきましては、例えば、がん検

診の受付でありますとか、郵送の事務作業でありますとか、そういう所の事務の臨時職員の経費を、その他、健康促進事業に要する経費ということで一括して上げさせていただいているという形です。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（川村義春君） 根室市へのごみの運搬につきましては、8番議員さんが、抑えた数字その通りでございます。それで本年度については、200トン増やして焼却灰の持ち帰りは、今年度無くなりなした。ですから、トン当たり2万1,000円で済むということでございます。

それで、根室市に持ち込むごみの量を出来るだけ減らしたいという事で、今年度から試験的に生ごみの処理、生ごみを堆肥化するような仕組みでやってみたいということでございます。これにつきましては昨年、料飲店組合さんに対してアンケートを実施いたしました。アンケートの結果、ごく一部の方がこれは出来ないというような所もありましたけれども、大多数が賛同を示していただきました。それでポリ容器についても、町の方で配分するという事で、何リッターの容器が良いですかというような事についても、アンケート調査して本年度予算で、予算要求して予算を付けているという、そんな事で料飲店組合だけでは無く、公共施設の例えば特別養護老人ホームから出るもの。それから農協さんの惣菜店から出るもの、あるいはセイコーマートのホットシェフから出るもの。それから、町の給食センターから出るもの。浜中市街にある、なごみから出るもの。そういったある程度、大型施設から出るものを中心に要請をして試験的に集めてみたい。

それを農家のスラリータンクに投入をして液化をしたり、あるいは堆肥化をして資源化をしていくと。そうすることによって、根室市に持ち込むごみの量が減るし、相乗効果が生まれるということで、循環型社会の実現に向けていけるといふうに確信をしておりますので、それが成果として出ましたら今度、一般家庭の生ごみについても普及促進を図っていければなど、そういう将来的には、そんな事まで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 次の質問者。

3番竹内議員。

3番（竹内健児君） 115ページ、その他の保健衛生で要する経費のうち補助金のところ。町食生活改善協議会補助というのは減っているのですけれども、これ活動

内容は、どういう活動内容なのか。それから減った理由です。これをお聞かせ願いたいというふうに思います。食生活というのは、今脚光を浴びているのですけれども、そういう点で減った理由についてお願いしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉澤正喜君） 前年度の比較で予算が減額されている理由ですが、去年は30周年記念事業をやりまして、星沢先生札幌在住ですけれども、その30周年記念で御講演をいただく為の経費について10万円程だったと思いますが、通常予算に対して上乘せをして実施させていただいたという事でございます。本年度については、記念事業がないので、通常の補助金の額となっているというふうにご理解いただきたいと思います。

食生活の改善というよりも、食についての普及啓発については、非常に重要だというふうに捉えておりまして、町の栄養士含めて食生活改善委員会の方と連携を深めて色々な事業をやらせていただいております。最近では保育所に関する食育の講習、講話などが、それと共生型サロン等でも、食生活改善委員会に御協力をいただいたり、食生活改善委員会では、一般の方への減塩対策や、健康に関する食のあり方などについての普及啓発など、色々な活動をしていただいておりますし、今後も重要な組織になるというふうに理解しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

3番（竹内健児君） 内容につきましては解りましたけれども、協議会に参加されている人数だとか、それからどういう分野から参加されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

福祉保健課主幹（伊藤敦子君） どういう分野から来られた方、参集された方達と申しますと町の講習会を受けていただいて、その何時間かと時間数までは押えてはいないので、講習を受けていただいた結果、その食生活改善協議会の会員となっていただいて、そして色々な普及活動をしていただいているという形です。講習の内容につきましては、食生活栄養についての基本的な事項でありますとか、あと減塩対策だとか高齢者の食事でありますとか、看護職につきましてはとか、かなり内容の濃い講演になっているのですけれども、現在の会員数につきましては18名いらっしゃいます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

3番(竹内健児君) 最後の質問になりますけども、今、非常に見直されているのが口から物を入れるという、食のあり方というのが非常に大切だと胃癌だとか腸癌だとかというのは、極めてその快復を遅らせるというようなデータも出ております。そういう面では、特にこういう所では、地場産業でしっかりとした食材を持っていると、そういう所での食生活というのは、極めて私は重要だと思いますし、こういう活動をされている協議会に対しては、これからやっぱりちゃんと目を向けて対応していく必要があると思うのですけれども、その辺りについては、もっと今までの考え方じゃなくて広げて考えていく点でも、こういう協議会の活動を援助するということが必要かと思うのですけれども、そういう点での考え方ありますか。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) ご質問のとおりだというふうに考えております。

当然、私自身も胃癌、腸癌については、個人的ですけども余り肯定的ではなくて、実は否定的な方だというふうに考えております。当然、人ですから口から物を食べて嚙んで、胃で消化して腸で排出していくということの行程が一番大事だと思いますし、より安全で安心な食品を安全な形で確保して、安全な物を食べてより健康になっていただくという考え方については、町内の医療機関それから福祉保健課、各関係団体含めてそういった考え方で、業務に当たらせていただきたいというふうに考えております。

議長(波岡玄智君) 5番菊地議員。

5番(菊地哲夫君) ちょっと聞きたいのですけれども、太陽光発電の件ですけれども、このシステムの事業補助と131ページ、エゾシカ事業対策の委託料の事と、それから139ページの合併処理浄化槽の件でお伺いいたします。

先ほど、電気の電牧というのですけれども、それを行うという事なんですけれども、ちょっと参考の為にお知らせしておきたいと思っておりますけれども、これは放電すると全然言う事をきかなくなりますので、その辺りもかねて計画を立ててやったら良いのかなとこのように思います。太陽光発電と、し尿処理の浄化合併槽の件ですけれども、どのような事で助成が出来るかという事をお聞きしたいのですけれども、まず、両方とも規制があるのか無いのか。また業者の指定があるのか無いのか。新規と新築住宅と、この合併槽だけをつけるのとまた違うかと思っておりますけれども、その業者が指定あるのかという事。それから事業の建設業者の一括したことで、一緒に出来るのかどうか。その点ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（川村義春君） 最初にエゾシカの関係で大変有意義なご指導いただきましてありがとうございます。本当に太陽光を使ってやるんですけども、電牧の場合については、下草が線に着くと放電しちゃうという事で効果がない訳ですよ。ですから、その一部の草の下刈りをしなければ効果がないので、その辺も含めて対応して参りたいというふうに思っています。ご指導有難く受けておきたいと思えます。

それから太陽光、それから合併浄化槽共に規制があるのかというお話でございますけれども、太陽光発電システムの補助につきましては、浜中町では昨年と同じく5キロワットを上限にキロ当たり4万円ですから、20万円を補助する予定であります。申し込みについては5月から順次予算の範囲以内、200万円の予算の範囲内で受け付けをして参ります。国の動向ですけれども1月14日時点での資料でございますけれども、20%縮小して当時は7万円、22年度はキロ当たり7万円の補助でしたけれども、本年度は20%減の4万8,000円とするようでございます。10キロワットが上限でございますから去年は70万円でしたが、今年度は48万円の補助になるという事の予定です。ですから、浜中町の補助と合わせると10キロワットであれば68万円になるということでご理解を頂きたいと思えます。

合併浄化槽の方ですけれども、合併浄化槽につきましては規制があるのかという部分ですけれども、合併浄化槽については規制があります。合併浄化槽につきましては、町内業者に限定をしております。太陽光発電の方は、町内業者関係なくメーカー京セラであろうが、三菱であろうがそれを取り扱っている業者であれば設置可能。ただし、合併浄化槽につきましては、町内業者を育成するという趣旨から町内の建設業者に限って施工するというところでございます。

それと、新築とかその区分についてはございません。新築でなくても一部改修でもいいですし、今ある既存の施設に合併浄化槽を設置するというのであればそれも可能でございます。その辺の規制はございません。

ただ、規制があるというのは125㎡以下であれば5人槽、それ以上であれば7人槽を設置していただくという事の基準があるだけですので、大いに議員さん方も含めてPRいただければ有難いなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（波岡玄智君） 菊地議員。

5番(菊地哲夫君) 電牧の方は湿原の方を犠牲にしてまでやるのかな。どうなのかなと思ったのですけれども、その下草刈りをして行うということをお願いします。合併浄化槽なんですけれども、例えば建築、新築するときには他所の業者、例えば釧路なり別海なり厚岸なりそっちの方の業者にお願いすると、一緒に合併浄化槽までその業者がやるというような事になると補助対象外になると思うのですけれども、合併浄化槽だけ町内の業者ということになると良いのだろうけれども、他所の業者に頼んで、それも一緒にということになった時にはどういうふうになるのか。お願いします。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) 新築住宅を町外の業者に頼んだ場合、どうなるのかというご質問だと思いますけれども、一緒にやった方が安くなる事は確かにそうなんですけれども、あくまでも町内業者を育成するという事で限定しております。そのことだけは、私共も町民の建設業者を育てるという事もありますし、技術を向上させて行けば町内業者でも出来るんだと言う事で、事実町内業者で今もう11戸やっていますから、十分対応可能というふうに思っていますので、その辺は徹底して参りたいと思っております。以上です。

議長(波岡玄智君) 菊地議員。

5番(菊地哲夫君) その時は、新築の別な業者が合併槽だけ町内の業者を使えば良いという事になるんですか。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) 新築業者が他の業者であって、合併浄化槽を設置する場合町内業者を使って行くと、これは十分可能でございます。そんな事で御理解いただきたい。

議長(波岡玄智君) 次に、第5款農林水産業費の質疑を行います。

9番野崎議員。

9番(野崎勇君) 169ページ生物漁業被害防止対策事業補助225万円について事業内容の御説明をお願いいたします。

2点目は、同じく169ページ暮帰別漁船保全整備調査設計委託料1,624万4,000円についても説明をお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) ただ今の御質問のご説明を申し上げます。まず1点目の有

害生物漁業被害防止対策事業につきましては、サケ・マス定置網漁におけるクラゲの作業効率を上げる為に、定置網に入ったクラゲを海上で除去する機械を導入しようとするものでございます。事業主体につきましては、浜中漁業協同組合が2機、散布漁業協同組合が1機トータルで900万円の総事業費を予定しております。

そのうち町負担が25%の225万円を予定しております。これによりまして、漁船内にサケ・マスとクラゲを一緒に入れることなく、サケ・マスだけを漁船に積み込んで荷揚げをすることが出来るという事で、鮮度保持にも繋がるという事で考えております。

もう1点、暮帰別の漁船保全施設の調査の設計委託料1,624万4,000円でございますけれども、この施設につきましては、昭和51年と55年に2つに分けて整備をしたところでございます。今回、大規模に被害を受けたところでございますけれども、今年度、調査を設計しまして23年度から25年の3カ年において整備計画をしていたところでございます。今回、特に大きな被害のあった航路部分500mにつきましては、今年度調査設計そして24年・25年の2カ年の整備予定、それと奥側漁船保全施設、斜路のある方なんですけれども、これにつきましては、今年度調査設計で今年度と来年度の2カ年で整備をしようとするもので、今回調査設計1,624万4,000円を計上しているところでございます。

議長（波岡玄智君） 野崎議員。

9番（野崎勇君） まず1点目のそういった洗浄にポンプを付けてクラゲを駆除する工程でございますけれども、課長が今言われたとおり鮮度保持、更には作業工程と言いますか、漁船員の作業が時間的にも早くになり、そしてまた一人一人の作業員の作業工程が負担にならないという利点があると思います。そういった中で、今回こう言った補助というものが両組合、散布1隻、浜中2隻ですけれども、これに付けるこういった産業団体だからこそ、こういう補助が出来るのかなと思います。そう思えてこれについては本当に我々漁業者の1人としても歓迎することだと思えます。

2点目は、今回本当に地震のせいで、大きな施設が全壊したという意味で今後、この2年間、3年間事業工程の中で我々が望まれる所は、やはり船の数として50隻以上の使用者、今年の昆布漁業が6月さお前、7月から成昆布という形の中で利用されるものが殆ど利用されないという形になります。そういうことでやはり今回、何年かという調査設計もされておりますけれども、1年でも早くこの事業が出来るのか出来ないのか。その辺の考え方もお聞きしたいなと思えます。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 1点目の養殖クラゲの機械につきましては、国の方もエチゼンクラゲという、大型クラゲの方の区徐に対する支援をしていたところでございますけれども、北海道については、その指定のクラゲになっていないという事で中々、国の方も対応出来なかった所でございますけれども、この事業につきましては、既に北海道の方にも一部補助の要請もしておりますので、出来るだけ早期に乗組員の作業効率の向上と鮮度保持の為に、この事業について拡大していきたいなというふうに考えております。

それと2点目の暮帰別の漁船保全施設につきましては、既に議員の皆さん現地等も見られていると思いますけれども、この施設については、当初、先ほど申し上げましたとおり3年の計画という事で考えておりましたけれども、昨日から地元建設業協会の協力を受けまして、まず安全対策としてバリケードを設置したり、今日は既に大型土嚢でその下を走っている水道管を保持するための作業、そういうような作業をしておりますけれども、昨日建設水道課長の方とも協議しまして、まず調査設計を早期に発注するという事で、ただ今業者等の検討にも入りまして、まず調査設計を実施すると。

それで、この財源等も財政担当の方とも協議しなければなりませんけれども、水産課サイドとしては、まず全壊した航路部分については出来れば1年以内に復興したいなと、奥の方の漁船保全施設については、今のところ何とか建っていますので、それらについては、現場に入って安全が確認されれば、そこらの方は次年度と。

いずれに致しましても、工事は1年近く掛かると思います。ですから、使用のほうについては、当面出来ないような状態になりますけれども、これにつきましては、漁業協同組合やら、ここの地区の利用組合とも協議しながら他の施設を利用することで、今後協議していきたいなというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 野崎議員。

9番（野崎勇君） 今の課長の説明で、何とか1年以内くらいで工事を通路だけでも有難いお話を聞きました。何故こういったことを聞いたかと言いますと、昆布というのは、やはり採ってきて干す時間、その日のうちに仕上げるという形の中で言ってみれば1分、10分を争うそういった仕事でございます。そうすることによって、製品その物も良くなる。そして船が付ける場所がないと言ってみれば他の利用者にも、順番で使うという事で迷惑も掛かって時間的にも荷揚するのが遅くなる。そういった観点から、や

はりいち早く、こういう対応をして欲しいなという事で御質問いたしました。これで終わります。

議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

10番（加藤弘二君） 169ページ水産振興に要する経費、その1点だけで質問したいと思います。今9番議員からもお話がありましたように、今回の東日本大震災という東北を中心に大きな被害を被った、私たちの町でも漁業に対しては大きな被害がありました。

それでこの件については、詳しくはまだ調査段階だというふうに、自分たちも押さえておきまして、詳細はもっと確かなものが後で出てくるものと思われまして、その対策についても、近々浜中町としても出てくるとは思いますけれども、私は今回の災害復興につきまして、大まかに町としてどのような事を考えておられるか、ということをお聞きしたいと思います。

それで、被害を大きく言えば今も9番議員からあったように漁港の整備、それから国や道が管理している、そういう所もあると思いますけれども、そういう被害にあった所の復興をどういう形でやるのか。それからみんなで運営している、漁業協同組合の加工場や荷さばき場などの被害も冷凍庫も含めてある訳で、これらの対応をどうするか。

それから、個人のウニの栽培事業、それからホッキ貝等で船を流出してしまったというウニのカゴを流してしまうとか、そういう個人の災害というものがあるのですが、この点の回復と言いますか支援と言いますか、それをどうしようと考えているかと。

これ全体的に言いますと、12日の国会の閣議で政府は全ての市町村に激甚災害指定という事を決定したのであります。これは道の農林水産林業生産部でも、これは受けているように聞いておりますが、浜中町にも激甚災害指定というものが通達として来ているかどうか。その辺も含めまして、今の私の漁場再生、個人再生につきまして町のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） この度の津波災害における被害については、現在まだ調査中ではございますけれども、まず国の所管する直轄港湾事業につきましては、本日から正式に災害の調査に入っております。北海道の所管の漁港あるいは海岸保全施設につきましても、昨日から調査に入っております。国・道事業につきましては今後、災害査定を受けまして災害で対策を講じていくかどうか、これから検討される事だろうと考えて

います。

町の施設ですけれども、大きくは暮帰別の漁船保全施設、それと霧多布港湾の漁船捲揚げ施設につきましては、まず漁船捲揚げ施設ですけれども、早急に船を上下架するという日にちがもう既に迫っております。実は昨日から整備しました釧路製作所さんをお願いしまして、今その機械を解体して既に清掃作業をして、出来るだけ早期にという事ですけれども、今月末まで当面、上下架は出来ないというような状況になっておりますけれども、これにつきましては早期に整備することで検討しています。暮帰別の漁船保全設置につきましては、先ほど9番議員に申し上げました通り出来るだけ早期に復旧していきたいなと考えております。

いずれも、財源につきましては、今のところまだ検討中であるということでご理解願いたいと思います。それと個人施設につきましては、昨日浜中漁業協同組合が調査を全て終了しているようです。昨日の行政報告でも一部触れられておりますけれども、漁船の被害については、現在加入している漁船保険を活用して復旧していくことになると思います。それと海岸にあります倉庫あるいは乾燥施設、これにつきましては火災保険の対象にならないんじゃないかという組合の見解でございます。あくまでも天災ということで、復旧については個人というふうに考えています。

それと養殖施設につきましては、共済制度に加入できない施設だということで、今現在も共済に加入していませんので、基本的には個人の負担で復興していくというふうになるかと考えております。ただ、いずれに致しましても、復興の為の財源等について既存の施設の制度、漁業近代化資金やら産業振興資金等も今後活用しながら、両漁業協同組合と資金面についても、検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 私ちょっと質問絞りまして、漁港だとか漁業協同組合、共同で使っているものについては国や道の支援もあって、そういう方向で進めるということで、さっきの答弁漏れで激甚災害のところは、この次に立った時に答弁をお願いしたいと思います。個人の被害についてですね。これは、今までも個人だからということで、中々支援の対象になって来なかったと思うのですが、私はこの機会に是非、町もそうですけれども、道も国も一緒になって一次産業の方々の被害を守っていく方法という事では、自分たちも政党を持っておりますので、そちらの方を強く要請して、中央に働き掛

けてもらいたいと思っておりますけれども、何故そうなのかという事を言いますと、言うまでもありませんけれども、今個人の方々が後継者を立てて、漁業や農業の跡取りをするかどうかというのが、とっても大事な時点に来ている時に、この漁業者個人任せになると、今の津波の事や流氷の事や嵐が来る度に、夜寝られないというような状況もありまして、しかしその方々は、自分の為に仕事をしているようには見えますけれども、これは日本人の食料を生産しているという事では、公共事業と言っても考え方としては、とっても大切な事業だと思うのです。後継者は残す、漁業人口を減らさないで維持していこうというのは、これは浜中町も同じ考えだと思うのです。そういう漁業にタッチしている方々は個人の事業ではなくて、公けの事業だと言う立場に立てば、個人任せではなくて支援していくという、そういう方向というのは、今の時点で考えられて十分だと思います。

これは東北のリアス式海岸の海が全滅してしまうような、ああいうところには本当に個人で漁業をやって行きたいという、それを立ち上げるような個人任せにならないと思うのです。そういう点で、今回こそ国の支援を個人にもやっぱり適用する。ここでも同じようなことが言えると思うので、是非、町も漁業協同組合も従来の共済制度、それも検討されると思いますが特別立ち上げるという、立ち上がりを支援するという意味からも、働きかけていただきたいと思いますがいかがでしょう。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） 先程の、激甚災害指定にかかわる御質問にお答えいたします。激甚災害でありますけれども要綱を今見て見ますと、本激というのと、局激というのが2種類ありまして、浜中町はいわゆる局地的な激甚になる可能性があるかどうかという事は今後の事だと思います。正式な激甚災害の指定は、まだ受けておりません。

それで、本町として局激というか局地的な激甚であるというふうに指定されたら致しましても、この個別の被害が一定規模以上のものでなければ、特例措置の対象にならないというのが現在の示されている要綱でございますので、災害の額が確定した後に、改めてこう財源的に利用できるかどうか例えば、こういうものが利用できなければ先程の航路の関係では、やはり昆布漁の関係がありまして、早期に完成しなければならないという事であれば例えば、過疎を利用するでありますとか、備荒資金の普通の区分を利用して工事をするという、そういう方面も含めて考えていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 先ほど、御質問ありました個人施設に対する支援制度でございますけれども、漁業者の個人施設の対策でございますけれども、これは基本的には、漁業者自らが漁業共済あるいは火災保険等によって、先ず個人が自ら守るとというのが、基本だと私は理解しております。

ただ漁業共済制度の中に、中々入っていけない漁種、本町においては特にウニの完全養殖事業でございますけれども、これにつきましては全国で浜中町だけの漁業者しか、着業していないという事でウニ養殖の相手がいませんので、共済制度でございますので、ともに共済する相手がいないということで制度が中々入って行けない。例えば、カキ養殖であれば、厚岸町もある佐呂間町もある広島県方面、本州何処でもカキ養殖をやっていると。そういう事で共に共済をすると、こういう制度になっていますので、中々ウニの完全養殖を今の共済制度に入っていくという事が、ちょっと不可能になっていますけれども、これにつきましては、漁業協同組合のこの共済の方に強く今要望しているところでございますし、これら対策についても今後、行政としても引き続き要望していきたいなというふうに考えております。

それと当然、町独自あるいは国・道の支援で損害に対する支援でございますけれども、町としても先に議決をいただいた水産振興基金これらの活用も今後、これら災害に対して、どういうふうに活用していけるのか、早急に産業団体とも協議しながら保険に中々入っていけない、これら漁種に対する支援について検討していかなければならないというふうに考えているところでございますので、御理解願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 先ほどから課長の方から色々、港湾や色々な施設の道の仕事やらウニの仕事やら、今調査しているという事で個人の方々も、もう本当に朝から日の暮れるまで、自分の船だけでなく他所の船や、みんなでやっている資材を隣近所、同業者合わさって夜の明ける前から船を出してやっていて、今ヘトヘトなそういう様な状態で頑張っていると思います。その頑張っているというのは、頭の中は今後その漁業を続けるか続けなかと、息子に続けさせるかどうかと、そういう事も考えながらやっているのと。特にウニ等は、氷が来たり低気圧が去年のように2つも続けてきたり、今回はこういう津波が来たりと、こんなことになれば、もうやっていけないなという、もうこれで終わりだというそういう状況にあると思います。それで既存の共済制度とか色々

な支援制度があるのですが、これがまたハードルが高くて中々対応にならないという部分があります。

今回の場合は、漁師が一生懸命やっているにも関わらずこういう災害ですよ。災害が起きて、やられた時これはやっぱり町や漁業協同組合が特別なものとして考えて、今までの共済制度なども勿論要求はするでしょうけれども、漁師が立ち上げられるそういう温かい支援を早い時期に打ち出して励ますというような、この要請行動を是非力を入れて上の方に上げて頂きたい。それも漁業者の声だと思うので、その声を町がしっかり受け止めて、上に上げていただきたいなという事を要請で再度頑張っていただくような考えを示していただきたいなと思います。特に副町長お願いしたいなと思います。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本博君） この今回の災害になってから、電話での激励、応援も来ています。

今日、朝早く白糠の棚野町長から電話が来ました。被害を多く受けているのは、厚岸、浜中ということも抑えられていますし、お見舞いと激励の電話と、そしてまた棚野さんは町村会の会長でありますから、この災害管内1本になって持っていく、そういうことでやるから一生懸命頑張ってくださいという、激励の電話もいただいたところです。

また、今ちょっと情報が輻輳していますけれども、明日、北海道知事が根室まで走ってくるそうです。その中で途中、浜中を見たいという事も情報として入っております。管内、道、うちの町も含めて、この対策に向けて一致団結して1本になって要望・要請活動をして行かなきゃいけないと思っていますし、そういう方向でいます。

それとまた、今お話があったように共済制度ですとか、単独助成も含めてですけども、やっぱり制度としては出来ないものは出来ないものであるでしょうけれども、町としても1つの基幹産業でも2大産業のひとつでありますから、そういう意味を含めて出来る限りのこと出来る限りの支援、それをしっかりみんなと協議をしながら漁組さんとも協議しながら、そしてまた町内部でも議論しながら、これから進めて行きたいと思えます。幅が港からその漁具のひとつまでの、幅広い今回の災害でありますから、是非、その事は時間をなるべく掛けないように早急に出来ることは早期に、やれることは直ぐやることも含めて検討して、実施に復旧対策に復旧に向けて行きたいというふうに思っておりますので御理解願いたいと思います。以上です。

議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 12 時 3 分)

(再開 午後 13 時 00 分)

議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。農林水産業費の質疑を続けます。

議長(波岡玄智君) 2 番落合議員。

2 番(落合俊雄君) 163 ページから5 ページに関して、いわゆる有害鳥獣被害対策に要する経費の予算にかかわっての質問をさせていただきます。

165 ページのエゾシカ等有害駆除委託料460 万円、これは増え続けているエゾシカの対策予算でありますけれども、22 年度の有害駆除によってどの程度の実績を上げられたのか。集約されておれば御報告を頂きたいというふうに思います。

それから、備品購入費の中でカラス捕獲機購入というものが予算上に上がっております。カラスに対しては、いわゆる有害鳥獣というふうにこれまでも対象とされて、一定の駆除はされて来たというふうに思っていますが、この今回の捕獲機というのは、どういったものなのか。その辺の御説明もお願いしたいと。

それからヒグマ駆除にかかわってであります。これは、数年前に人命をと、そういう事件があってから以降、こういうような予算措置がされて来た訳であります。この間、ヒグマの駆除というものを実際に、どの程度どういう要請なり何なりがあって、この駆除に対応して来たのか。実績もあればその辺のお答えもいただきたいというふうに思います。

それともう1点ですが、町有林整備事業に要する経費159 ページです。今年も色々な形で町有林に整備を実施していくと、今年の23 年度も実施していくという事ですが、これの基本となるのが町有林整備計画であると思います。町有林整備計画というのは、今の町有地いわゆる人工林の更新計画をしっかりと、その中に盛り込まれていると思いますが、最終的にその一定の林齢を超えた町有林の更新がいつ頃終わられるのか。その辺、計画等にちゃんと入っているのであれば、この際お知らせをいただきたいというふうに思います。

それと、これは議長にお諮りをしたいのでございますが、いわゆるこの町有林にかかわって学校林というものについてここで質問を出来るかどうか。

議長(波岡玄智君) 議会は委員会方式をとっておりませんので、本会議で多少の発言は認めます。

2番(落合俊雄君) 解りました。では町有林にかかわって、学校林という観点から御質問させていただきます。学校林というのが本町においても何件が存在をしているというふうに思います。この学校林というものの現在、状況についてこういった把握をされているのか。それと、いわゆるこれの管理の在り方、今後どのようなことを基本に考えておられるのか。その辺についてお尋ねをさせていただきたいと。以上よろしくお願いたします。

議長(波岡玄智君) 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、有害鳥獣の関係でございますけれども、22年度の駆除数の関係でございます。まだ3月31日まで期間がございますけれども、直近の捉えている数字で申し上げますと、有害駆除で1,300頭あまり捕獲駆除しております。このうち補助対象、いわゆる猟友会との委託契約の中で報奨金が出る部分については1,100頭という数字になってございます。

また、カラスの捕獲機の関係でございますけれども、これはどういうものかというご質問でございますが、毎年のように、いわゆるカラスによって貴重な乳牛が襲われたりそういった被害が出ております。猟友会さんのほうにお願いをして駆除している訳ですけれども、中々イタチごっこという部分もございます。それで今回初めてカラス捕獲機が市販されているものがあるという事で、今回予算要求を上げさせていただいたのですけれども、これは箱型のもので、サイズ的には横が2m30cm、高さが1m35cmの軽四のトラックに積んで移動できるようなサイズのものでございます。中々猟友会の方々、また農家の方々も一生懸命カラスから乳牛を守る対策を取っている訳ですけれども、御案内のとおり利口な鳥でございますので、猟友会の人を見ると逃げてしまう。あるいはライフルの姿を見ると逃げてしまうというような事から、中々思うような駆除に至っていないのが現状であります。

そこで、そういう被害に遭われるところの近くにそういった箱型の罠を仕掛けて、中には当然、餌を入れる訳ですけれども、その箱の罠にカラスが入る様なそんなような事で、多少なりとも駆除できないものかなということで、今回試験的に導入を試みようとするものであります。ヒグマについてでございますけれども、昨年度、捕獲はございません。21年度には3頭の捕獲をしております。これは、それぞれ通行人あるいは農家の方々から牛舎の近くに熊が出没したと、そういう事で牛に被害が及ぼす恐れがあると

いう事から、猟友会の方に出役を願って、21年度に3頭駆除して昨年はお陰さまで駆除するような状況はございませんでした。

また、町有林の整理の関係でございますけれども、議員おっしゃるように森林整備計画に基づいて、更新なり増林なり行うべき計画でございますけれども、現在、本町においては、人工林でございますけれども、いわゆる手つかずのままといえますか、そういった未整備の所が約1,200ヘクタール程ございます。これは、この整備計画というのは10年計画ですので、各現在その10年計画の途中でございますけれども、中々計画通りに進んでいないのが実態でございます。今後、この更新に向けていろんな制度を利用しながら鋭意努力しているところでございますけれども、どのくらい掛かるかという部分が若干、今はあと何年というお答えは、ちょっと出来かねる状況であります。

この1・2年、国・道の予算の配分から意外と林業政策には、他の農業政策よりは、若干予算の付き方が良い状況になっています。その辺のことから21年・22年につきましては、鋭意努力をさせていただいて今までの整備よりも、若干面積的には3倍の整備事業を実施してきたところであります。

いずれにしても、折角の財産となるべき樹木が整備をしないまま、あるいは俗に言う商品価値を失うような事のないよう今後、一層の整備に邁進していきたいと、そのように考えているところであります。また、学校林の関係については教育委員会の方から、お答えをいただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(金田哲也君) 学校林の関係でございますけれども、現在、7校で保有しております。植木の関係余り詳しくございませんので、前に農林課の林務係と相談した経過がございます。学校林の現状といたしましては、伐期が来ているので今後の成長は見込めないと。

しかし、刈る為の補助金はい無いというようなことで、教育委員会としては、どうしようか悩んでいたところでございますけれども、各学校と協議をさせて頂きまして、今後の管理の在り方という事で相談させていただきました。その結果、学校林というのは、用途廃止させていただきまして、町有林という形をしていただいて、今後も学習や何かの時には使わせていただきたいと、そういうような事でこの3月いっぱいを目途として用途廃止させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) 最初の方のカラス捕獲機ですか、カラスも利口だと本当にこれに入るのかどうか。1羽2羽が入ると、もう周りのカラスは二度と入らないというのは目に浮かぶ様であります、これも試験でありましょうから、やらないよりは、やった方がよいのかなというふうには思います。カラスというのは、私も飼っている乳牛、特に子牛とか分娩直後の親牛に悪さを結構いたしますので、農家サイドとしては、その苦情というのは頭を痛めているところでもありますので、猟友会の方々には、その度に大変御苦労いただいている訳ですよ。その現実も解ってはいるのですが、中々いかんせん弾にカラスが当たらないという、カラスが弾に当たらないのか良くわかりませんが、駆徐が、かばしくないとか中々無効な手段がないというのが現実でございます。そういう意味で、こういうものから少しでも、その苦情これは頭数と言わないのですか、何というのですかね、進む事を期待したいとは思いますが。

後、ヒグマについては理解をいたしました。エゾシカの駆除で今報告があったように1,300頭くらいが駆除されたと。補助対象は1,100頭だと言うような、そういうお答えをいただきました。そういった中で、今回駆徐に当たって、その道有林の一部を解放して駆徐に当たって、その期限を切ってそこでの駆徐も認めるというような話があって、一定程度、その駆除がされたのかなとは思いますが、これも道有林の整備の関係があって、その整備に着手しているところについては、禁止区域と解放しないというような、そういう制限が実際にはありまして、中々そこにかかわっている林業者と、駆除に行った人方との折り合いが難しいというか、時には感情的なものにもなるという様なお話も聞いております。

今回、道内の何処でしたか造林にかかわっておられた方が、恐らく猟銃で撃たれたらろうというそういう事件があって、未だその捜査が続行中だと言うようなお話もあります。そういう事から、林業者も相当神経を尖らせている。ハンターに対しては中々現場での、その部分で色んな支障が生じないことを、ただ私どもの方としては祈るばかりではありますが、この駆徐に当たっていわゆる、その町内の猟友会の方からちょっと言われた事があるのですが、道有林の整備をしている部分は立ち入るなど、しかし、その立ち入るなどという禁止区域に何故かシカが余計集まるという現実があると、されどそこに向かったら撃てないと。

ところが、そこに入っている業者が土曜日とか日曜日というのは基本的に休んだということですね仕事を。そうすると、例えば明らかに、そこで事業に着手していない時間

帯というか曜日というんですか。この部分に関しては、一定程度その狩猟駆除を認めたらどうだとそういうような意見が、私の所に寄せられまして、これは道有林ですから管理は道ですけれども、やはり、そういうところに対して町として林業業者の生命にかかわるような話であればこれは別ですが、そういう期間がはっきりしているのであれば、そういう特例も認めてはどうかというような、そういう要請をされるというような事はどうでしょうかと。

明らかに、これは工事期間が設定されていて、その間は絶対立入禁止ということになっていますので、これが簡単に終わる事業じゃないんですね。結構な長期間を要しますので、やっぱりその辺の厳粛な対応として、もう少し何らかの要請をされてはどうかというふうに思いますので、そういった事に対するお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、町有林整備事業にかかわってであります。未整備1,200ヘクタールあるというお答えでありました。何時までにということは、今は申し上げられないというようなお答えでありました。それは一朝一夕には方針は難しいというのは、私も十分理解できますので、今後きちんとこういうものを長期的に実施出来るような、やはり施策的なものを、道なり国なりに引き続ききちんと要望していくという、そういう努力をお願いしたいというふうに思いますし、ある意味でいうと事業費の多くを国庫道費に頼っているという、今の整備の在り方このことにも、もう少しいわゆる検証含めて、しっかりと取り組んでいただければなと思います。

併せて、無理やり関連をつけて質問いたしました学校林にかかわってであります。7校の学校林が現実に存在していて、その管理は、実際にはしてこれなかったと。よって、これからその学校林としての用途を廃止するということでもありますので、これが引き続き、この面積はどの程度かということについては、ちょっとお知らせがなかったので、その辺お答えをいただければと思います。町有林に移行するという事で、用途廃止をするのであれば1回、これをどういう形であれ別にしっかりと調査をして、今後の町有林整備計画の中に、この部分も取り込んで行くと、そういうことが必要になるかと思えますので、その部分も含めてお答えをいただきたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) 最初にエゾシカの関係でございますけれども、確かに、今年から道有林も一般開放して、この有害駆除に寄与するという事で、森づくりセンター

なり、道の方からそういう話は私どもも聞いていますし、実際に、一部開放されたというふうに聞いております。ただ、この中で作業期間中はやはり、例え土日であろうと、やっぱり安全確保の面から禁止区域ということは止むを得ないのかなという気が致します。

ただ、町の猟友会の方々のお話の中にも解放しているというけれども、鎖が掛かっているというお話は町の方にも何件か寄せられております。そのような事で道の方とも協議して開けてもらったという経過もございますし、また、確かにどういう訳か、やはり、そういうところにシカが集まるというのは猟友会の方々も言っておりますので、もう少し安全対策を検討しながら、町としても何とか1頭でも減らしたいという気持ちは変わりませんので、その辺については、また協議を進めて参りたいというふうに考えております。

また、町有林の整備の関係でございますけども、議員おっしゃるように確かに、補助絡み交付金絡みの、この1・2年そういった形で若干、計画よりも実績としては整備面積が増えているのですけれども、いかんせん1,200ヘクタール近くの無整備のところがあるということでございます。この中で、いわゆる15年経過した町有林が約半数の600ヘクタール近くございます。通常15年で一応整備していくと枝払いですとか、あるいは状況によっては間伐とかそういう作業をするらしいのですけれども、そういう手を付けられないところが、現時点で600ヘクタールあるという事でございますので、仮に年間60ヘクタール手をつけたとしても、今後10年は掛かりますし既に現在整備してきているところも、年数が経つと更にまた枝払いですとか、あるいは間伐とか、そういう整備が追っかけてついて回りますので、これについては今後の整備計画の中で再度検討して、出来れば補助金や交付金に頼らない自主財源を当てながらでも、出来るような形を検討していきたいとそのように考えております。

また、学校林の関係で先ほど委員会さんの方からもお話がありましたけれども、7校で、面積は私も把握していませんけれども、委員会さんの思いも重々理解できますので、再度担当の方と担当で検討させて頂いて、委員会さんの要望が強いとすれば、町有林として管理することもやぶさかではないのかなと、そんな気がしておりますので、これについては委員会さんのほうと、十分協議をさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(金田哲也君) 失礼いたしました。先ほどの学校林の面積でございますけれども、7校分で26.56ヘクタールとなっております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) それぞれお答えがありました。農林課長お答のように15年経ったのが600ヘクタールあると。これ60ヘクタールやっても10年掛かるというお答えでした。15年経ったやつが10年掛けて手を掛けますと、既にその林帯は25年になっております。基本的に人工林というのは、今の植林されている樹木から想定いたしますと、30年を超えた辺りから大体35年ぐらいから、これはいわゆるその商品になるということが言われております。

ただし、しっかり整備をしたものに限りですが、要するに手入れを怠れば、遅くなれば商品価値が結果的に下がるわけですね。昔の植林されたものについては、それは40年・45年という、そういう年月が必要だという話がありますが、最近のものにつきましても、30年・35年で場合によっては商品化が可能だという、そういうことが言われています。そういうことを考えますと、これまでやってきた町有林の整備というのは、今後、早急にしっかりした対策を講じなければ、その価値を失ってしまう可能性が、最近の品種に関して言いますと、先ほど言いましたように30年・35年という話になりますと40年・50年経ちますと、価値がなくなる可能性があるのです。その木によっては。

その辺を十分踏まえて計画を立てていただきたいと。対策もきちんと講じていただきたいというふうに思いますので、その辺について最後、副町長のお答えがいただきたいと。農林課の課長として長年そこに所管されていた訳ですから、この辺についての一定の見解を賜りたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

議長(波岡玄智君) 副町長。

副町長(松本博君) 町有林にかかるご質問でありますけれども、私どもが、その農業サイドで木を切るというのは、年代的には先輩たちはずっと植えてきたんですね。植えてきてやっと切る段階になって50年・60年になってきて、自分たちが切って、それが時期が遅かったとか、そしてまた成長が悪かったとか、そしてまた環境が悪かったとか、そういうふうなことが言われて、なかなか製材にしても良い価格が出てなかったというのも事実であります。

それと1ドルが360円だとか、そういう時代で植えていた木が切る時になったらド

ルが100円台に落ちてきている、そうなってくると外材が圧倒的に入ってきたと。日本で切って使うよりも、大量にアメリカ、カナダから入ってくる木の方が安くて、そして今林業が衰退しているというのも、大きな要因がそこにあるんだろうと思います。

それは北海道だけじゃなくて日本全国に、その事があるのだろうとっております。逆に環境というタイトルで、物事が語られておりまして、今まではお金になる、補助金がつく、補助金が入る木の種類ですけれども、そういうものが今までずっと決められていたと。ただ、環境問題になると補助対象にならない木も混交というか混ざって植えているのが山だという言い方していますけれども、そういう部分からすると、そのことも環境問題からすると変わってきているというふうに思います。

ですから、やっぱり経済ですとか環境ですとか、その年々にその時期時期によって、この林業に対する評価というのは変わってくるし、そしてまた、そこにずっと立っている木の値段というのも変わってくるんだろうというふうに思っているんです。今、議員言われたように35年と言ったら、本当に今までの事からすると短い期間だというふうに思いますけれども、これから35年だとかいった時に、どういう経済になっているか、どういう環境状況になっているのか、ちょっと不明ですけども、とりあえず今人間がその中で生活していく上で、今一番大切なものだという事になってくると、水の問題だとかそういう事が議論されています。

そういう意味では、山に木があって、ちゃんと保水力があって、そういう環境が今必要だし、それをしっかり守ってこうして売ってはいけないだとか、そういう部分もあるのでしょうか、そういうことでは、これからの環境対策、水対策含めて必要になってくるんだろうと思います。その過渡期に私どもが、その林業を担当している人たちにすれば、大変難しい時期に生きてきて、逆に林業が疲弊しているとか衰退しているとか、なかなか木はあっても木を切って売ると赤字になるという状況が、今現状にあるんじゃないかというふうに思っております。先程の学校林もそうですけれども、昔は学校林、地域でしっかり植えて大きくなって製材になって、それを売ってその利益で学校をもう1回改築する時は、その木を使うんだという発想で、学校林という制度も始まったというふうに聞いております。そんな事からすると、そういう時代ではないのかなという気はしますけれども、ただ環境問題しっかり地域を守っていくということからすると、木を植える事も当然必要ですし、余り今の時代で経済的なことを議論するとすれば、良い結果にはならないのではないかというふうな気がしているところもあります。

いずれにしても、環境を守ってくれて、そしてまた地場の木をしっかりと使うということも含めて、少々高い木でも使って、そして産業に活かしていくという方向もこれから必要になってくるんだろうと思っています。そういう意味で、中々しっかり手を入れて管理して、良いものを作っていくというふうに思っていますけれども、いずれにしても広い面積で木を植えて、それを管理するという事になれば相当の人数もお金も掛かりますけれども、今後、それ程大きくお金は掛けられませんけれども、町有林の管理を今後とも続けて行きたいというふうに思っておりますので、御理解をもらいたと思います。

議長(波岡玄智君) 11番鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 2点程お聞きしたいと思いますけれども、147ページ農業振興費の中の19負担金補助及び交付金の一番下、経営体育成基盤整備事業設計委託料説明ですと、茶内第3地区の通作道路ということの説明であったかと思えますけれども、具体的に道路路線というか何処を指すのか。この説明をお願いしたいと思います。

それと、ただ今番議員からありましたけれども、165ページの備品購入費のカラス捕獲機購入という新たなもので、今の質疑で大体中身は分かったのですけれども、このいわゆる籠ですか、これは21万5,000円という表示でありますけれども、1つで21万5,000円するものなのか。これは商品として、こういうものがメーカーにおいて販売されているものを買って、試験的にカラスの捕獲をしてみたいという発想なのか、そうであればどの程度の効果が、これによって期待できるのか。当然、ある程度の期待を持って試験してみようという事でしょうから、その辺のことについて、教えていただきたいなと思います。

農家の方では、エゾ鹿の被害はともかくとしてもそうですし、カラスの被害も甚大であります。エゾ鹿は牛の命までは取りませんが、カラスの場合は牛の命まで奪うという、恐ろしい鳥獣でありますから、同じ所で、こう言ったものには農家としては、もしこれが効果の上がるものであれば今、期待出来るかなと思いますので、その辺詳しい内容を説明頂きたいと思います。

議長(波岡玄智君) 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) 最初の経営体育成の関係でございますけれども、ご質問のとおり通作道路という表現をしておりますが、ご案内のとおり昨年より農業関連の補助事業で農道という言葉が無くなりましたので、それに代わるものとして通作道路という

表現をしております。これにつきましては、本町の南6号西10線を起点として西13線までですか。ここまでの延長1,553mこれらの改良舗装をしようとするものがあります。今年につきましては、その用地確定等々の調査設計の予算を計上させていただきました。

次に、カラスの捕獲機の関係でございますけれども、これは市販されているものでございまして21万5,000円につきましては、一機当たりの金額でございます。実際に、どの程度捕獲出来るか効果の度合いでございますけれども、先ほども申し上げましたように、なかなか利口な鳥でございますので、毎日毎日たくさんの方が捕獲できるというふうには考えておりませんけれども、いずれにしましても、なかなか数羽といいますが、住みついたというのでしょうか、その牛舎周辺に慣れたといいますが、そういったカラスが、どうしても猟友会の方が行ったらパッと逃げて、居なくなるとまた近くに寄ってくる。そういう現象が多々見られるものですから、それに代わる何か捕獲する道具はないかということで探しておりましたところ、こう言った商品があるという事で、それでは一機買ってまず使ってみて、どの程度の効果があるか検討してみようという事での予算要求しているところでありまして、実際100羽獲る200羽獲るというような、そこまでの目標は今のところ抱いてはございません。その結果、餌を入れて上から入ると針金がぶら下がっていて逃げて行けないという、最も簡単な容器でございますけれども、まず試しにやってみて効果があれば、また来年度以降、何機か増やしていきたいとそのように考えているところであります。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 南6号の道路の関係ですけれども、設計と言うことで何年計画で実施するのか。その辺もし決まっていればお答えいただきたいなと思います。カラスの関係については、是非期待したいと思います。

議長(波岡玄智君) 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) 経営体育成の関係でございますけれども、いわゆる通作道路これにつきましては23年度に調査設計、24・25・26の3年間を予定してございます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

3番(竹内健児君) 147ページ国営環境保全型のかんがい排水事業の調査に要する経費についてお伺いします。設置場所というのは色々言われていたのですが、なるべ

く共同なので両方の農家の中間に持ってくるという事が、条件になっていたように聞いておりましたけれども、その設置場所の問題で緩和策があるのかどうなのか。まずお聞きしたいと思います。それと実際に、何年か完成して建っているところもある訳でありまして、そういうところで起きている弊害といいますか、こういう問題を抱えているというような事例がありましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、151ページの新規就農者の誘致事業補助というのがございます。これはリース農場の場合と、そうじゃない場合があるかと思うのですが、農場の買い取り後、5年間固定資産税の相当額の町負担というのが誘致としてあると思うんです。誘致措置として。その場合、法人の場合は、これは適用されるのかどうなのか。ということであります。適用されるとしたら将来どのような財源が必要となるのか。大体数が多ければ、どんどん多くなると規模も大きいわけですから、負担も多いということになるかというふうに普通考えがちですが、そういうことになるのかどうなのか。これは町独自の補助という事になるかと思うのですが、どんどん膨れ上がってくる可能性というのは、十分あるのではないかとということが危惧されるのですけれども、その辺りはどうです。どうなりますか。

それから、153ページの産業振興資金貸付に要する経費ですが、産業振興資金貸付金というのが1,800万円、例年より800万円近く増えているということになるかと思うのですが、これは一般の既存農家対象というふうに言われているのですが、新規就農ではないという意味でしょうか。一般の既存の農家という範疇でよろしいのか。どうなのか。そこの辺り答弁をお願いします。

議長(波岡玄智君) 農林課長。

農林課長(箱石博博君) ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。最初のかんがい排水事業の関係でございますけれども、いわゆるご案内のとおり共同利用という謳い文句で事業を実施しておりますけれども、これに対する緩和策はあるのかというご質問だったと思いますけれども、この事業を進めるにあたって、計画の中ではブロック制といいますか、何戸何戸という形でのブロック割りをしておりまして、それがひとつの利用形態という形をとってございます。そのことから、緩和策はあるのかという事でございますけれども、いわゆる受益者となる農家の方々の御意見を十分聞き取って、そういうブロック張を作成されたというふうに理解しておりますので、そういう事で御理解をいただきたいと思います。

また、弊害があるのかというご質問でございますけれども、この事業は環境保全型かんがい排水事業という形で、いわゆる環境に優しいという謳い文句もございます。そういった観点から、多少色んな機械等々の設備でございますから、そういった部分での使いづらい面はあるかとは思いますが、ご質問にあるような弊害があるかという部分については、私どもは理解しておりませんというか、無いというふうに理解しております。

また、新規就農の関係でございますけれども、このリース料につきましては、いわゆる買取り農家新規就農者に対する5年間の公社からの買取り分のリース料と、それに掛かる固定資産税分を奨励しようとする制度でございます。この固定資産税の奨励の部分には、当然、法人の方々も対象となります。また今後、個人の新規就農者あるいは法人の新規就農者がどの程度参加していただけるか分かりませんが、就農者が増えると当然、財政的にも必要額が必要ですから、増えるという事になりますけれども、5年間ですと先の方は順次終了していくという事から、今年計上しております予算額が、例えば、来年倍になるとか再来年には倍になるということは、ちょっと考えづらいのかなと思っております。

いずれにしても、たまたま今回につきましては、酪農王国さんの分も含まれておりますので、大型の農業法人さんが毎年それこそ、浜中町で就業していただければ一時は、これが1,000万円という額になる可能性も、無きにしもあらずでございますけれども、うなぎ登りという事にはならないというふうに思っております。また3点目のご質問でございますけれども、これにつきましては、既存の農家さんの対象でございます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

3番(竹内健児君) 弊害の事というのは、場所の弊害でお答えになっているのですが、これは本人の希望も含めてだから、そういう場所の弊害はないのでしょうかけれども、実際、納税者の立場からすれば極めて無駄な設置場所ではないかというふうに思うんですね。牛舎からかなり離れたところにあると。最近はそれがかなり緩和されてきているという感じを私は受けるのですけれども、そういう緩和措置があるのかなのか。そういうふうになってきているのかということを知りたかった訳ですので、その点はどうか。

それから最近、弊害という私が言っている意味は、そういう場所の問題ではなくて、

実際上かん排の調整槽がありますね。そこまで行くまでの間だとか、あるいは調整槽の中だとかの問題で色々問題があるんじゃないかというのは、若干、私も聞いているんです。例えば、硫化水素が発生して使っている金属が、曝気しているモーター、プロペラがあるのですが、そういう所の止めている金具が腐食したとか、そして沈んじゃったとかという話もあるようですが、そういう硫化水素の弊害そういう点は聞いておりませんかでしょうか。

そして、これは協議会みたいなのがあって、そういう問題については十分、公社の方に話をすると開発の方に話をすることになっているかと思うのですが、不備な点での問題というのはそういう点で、逐次解決されているのかどうなのか。前回も言ったのですが、使う年数が経つにつれて、そういう問題が私は起きてきているというふうに感じる訳ですが、そういう事は耳にされていないかどうか。それから産業振興資金貸付金については、一般の既存の農家が対象で新規就農には適用しないと、適用にならないという答弁で、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

新規就農の関係での固定資産税の利子の部分ですけれども、これは、ここでは酪農王国については、この中に含まれているということで、これからもそういう大型の農家がどんどん入ってくれば、膨らむ可能性というのは十分あるのだけれども、5年ですから期限が決まっていると。そうすると5年経てば、その義務はなくなるということで、そんなに大きな金額にはならないだろうというお答えだったと思います。酪農王国のあれだけの規模で1年間に200万円ぐらい掛かるだろうという事ですが、5年間で1,000万円ですよ。これが3戸になれば3,000万円と単純にそうなると思うのですが、多分そういう形で法人化された大規模の農家が新規就農するといった場合に、かなり町の負担というのは大きくなっていくだろうと。そのぐらいだったら許せる範囲だというふうに感じるのか、それとも持続的に酪農続けて行けるための規模、これを考えれば、もうちょっと小規模の農家で、長くたくさんという考え方もあるのではないかというふうに思うのですが、その辺りはどういうふうにお考えでしょうか。以上の点でよろしく願いいたします。

議長(波岡玄智君) 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) 再質問にお答えをしたいと思います。まず弊害云云の関係でございますけれども、場所的な部分で申し上げますと、これはあくまでも受益者の方々と場所の選定をしておりますので、決して事業を進めている開発がこの場所と決め

ている訳ではございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、実際に調整槽あるいはスラリーストアーのことをおっしゃっていたと思うのですが、確かに硫化水素の関係についてはお聞きしておりますし、これについては、期成会を含めて開発あるいは町、農協等々と関係者含めて協議をいたしまして、硫化水素の問題については、全て開発さんの方で改善策を講じるという事で、一部について作業は終わっているというふうに聞いております。何かの形で作業が終わっていないところについては、間違いなく実施するとおっしゃっていますので、改善されるものと思っております。

また、産業資金の貸付の関係ですけれども、新規就労者が借りられないってことではないんです。この産業資金の貸付、結構経過がございまして既存の農家の方々が何かしの形で増頭したい、あるいはやむなく疾病にかかって処分をしざるおえない、何とか年間の生産を上げる為には、どうしても増頭が必要だとそういった方々のために対する、産業資金の貸し付けでございまして、新規就農者は就農する時点で一定の施設と、一定の乳牛を公社からリースで買う事になりますので、新規就農された方が直ちに、また産業資金の貸付を受けて増頭するという事例がなかったものですから、そういうふうに理解をしておりましたけれども、決して借りられないという事ではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

それと、法人リース料あるいは固定資産税の奨励金の関係でございすけども、確か並びに酪農王国さんみたいな大型の新規法人ができますと、今、大体酪農王国さんの部分で固定資産税相当分、実際にははっきりした税額までは押さえておりませんが、償却資産税含めて200万円くらいになるだろうと、そういう想定で今回予算を組ませていただきました。仮に酪農王国さんみたいな新規法人が5件出ますと、年間それだけでも1,000万円の財源が必要ですから、ある意味大変ではございますけれども、本町の基幹産業である、やっぱり酪農を守る酪農振興の為に、いわゆる酪農法人として参加していただける訳ですから、そういった部分では、某しの町としての応援も必要かなとそうように考えておりますし、5年間の固定資産税のいわゆる奨励でございすので、6年目からは応分の固定資産税を町に納めていただくことにもなります。そう言った観点から奨励することに対して、意欲を持って酪農経営をしていただきたいということでございすので御理解をいただきたいと思ひますし、大規模か小規模かは、この場で私の方から大規模が良いんだ、小規模が良いんだという事は、ちょっと断言できませんけ

れども、やはりそれぞれ法人に当たっても、どういう形態でどのくらいの規模で酪農をやりたい。それはいわゆる法人の私は考え方だというふうに思っていますし、決して町が大型酪農を奨励している訳でもございませんし、あるいは小規模でやれやれというような事もございません。あくまでも個人においては、経営者の経営判断によるものと思えますし、また法人にとっての規模で産業していただければと。その中で、個人個人問わず産業振興という観点から、応分の支援をして参りたいとそのように考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

3番(竹内健児君) かん排の関係で設置場所についてですが、これ最初はそうではなかったと私は思うのです。今はそういう答弁をされていますけれども、共同利用だから、お互いのなんて言いますか、了解する場所にという言い方をされていますね、今は。

しかし、そうではなかったんじゃないですか。それが段々、今になったら、その条件というのはなくなっている緩和されてきているとで、名義だけあるというような状態が結構あるんですね。公社とも話をしたことがあるのですけれども、それを言われたらもう返すことはありませんと。返還してもらわなくては困るんだというような言い方をされたので、ひどい話だなというふうに私は感じた経験があります。やっぱりこの問題というのは、納税者の側からすれば極めて無駄な投資がされているというふうに思わざるを得ないんですよ。何でわざわざこんな遠くまで引っ張るんだという感じがするのです。そういう点で、問題があるというふうに私は感じていて今答弁を求めたのですが、硫化水素の問題では公社の方で対応できると。そうしますと、これはそういう事実があったという事ですか。私が指摘したとおりのことが、今起こっている現象ですね。硫化水素というのは金属を腐食するだけではなくて、臭いの問題でもこれはクリアしなくてはならない大きな問題としてあるわけですよ。

そういう点で、やっぱり今年で終わる訳でしょうから、公社が責任をちゃんと取らないで終わるような事のないように、きちんと対応していただきたいということをお願いしたいと思います。そのことの答弁をお願いいたします。固定資産税の利子の問題、利子の補助の問題。それは何故そういうことを言い出したかと言いますと、差別が無いんだと。大きくても小さくても差別はないんだと。しかし、補助するお金というのは大体限界がある訳ですよ。出てきたものを全部補助しますよ、という事になれば別でしょうけれども、それは限界があるわけですよ。そうしますと、選考の基準というのは当然

出てくるだろうと、そうなってきた場合にどういう状況が起きるかということを想定した場合に、やはり大きい方が力が強いんじゃないかと、声も大きいんじゃないかというふうに思わざるを得ないんです。そうすると、そういうことは絶対起こらないということと言い切れますか。どうですか。

それから、底なしにどんどんあるものについては、全部出せるということになるのかどうなのか。最後に、そこの辺りのお答えを願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) 順番が逆になりますけれども、いわゆる新規就農者誘致事業補助の関係でございますけれども、固定資産税の奨励金に関して御質問されておりますが、これは、いわゆる新規就農者誘致事業補助この事業に該当する法人・個人については大きい、小さい一切関係ありませんので大型法人だから補助を受けられる、小規模だから受けられないという事はございませんので、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。

また、硫化水素の発生の問題につきましては、これは先般の開発さんの方と確認作業をいたしております、既に終了されたところもあるというふうに聞いておりますし、まだされていないところについては、間違いなく今年度中に是正をするという事で確認と点検をしておりますので御安心頂ければというふうに思います。

また、設置場所の関係でございますけれども、ちょっと今議員さんおっしゃっていた部分、大変申し訳ないのですけれども、私、当初のお話については承知をしてございません。それで、私がこの仕事に就いてから、たまたま当初はそういう話だったんだよという部分は聞いてなかったものですから、その辺についてはお答え致しかねるのですけれども、現在は、議員さんおっしゃるように設置場所については、あくまでも利用者側の意向によって場所を選定しているというふうに聞いておりますし、そのように設置をしていると思っております。また、場所が遠いとか等おっしゃっていましたが、牛舎からあるいは特に調整槽は牛舎の直ぐ近くに当然ありますので、これは場所が遠いとか、そういうふうにはならないと思うのですけれども、スラリーストアについては、ややもすれば1 kmも離れた所にあるのも実際にございます。これは、私どもいわゆるスラリーを散布するのに圃場に近い場所、あるいは散布しやすい場所、そんなような事からその場所に造られていると思っておりましたけれども、その辺、大変申し訳ないのですけれども当初、開発等々の某しの場所はここだよというような事があったとすれば、

大変勉強不足で申し訳ないですけれども、私はちょっと承知しておりませんでしたので、御勘弁をいただきたいと思います。

私は、そういう理解でありましたので御理解をいただきたいと思いますというふうに思います。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 8番鈴木議員。

8番(鈴木敏文君) 2点だけ確認をさせていただきます。

167ページの工事請負費、小規模治山工事渡散布ですね。民家の裏が崖になっておりました、雨降りとか危険な状態ではあったと思いますけれども、道補助を頂いて3年間の工事という事で、そうしますと総工費はこの掛ける3倍程度の工事費になるのか。また完成後は、この崖の部分の傾斜の部分だとかどうなっているのか。あるいは高さはどうなっているのか。この辺イメージが分かればお聞きしたいと思います。

それともう1点は、次のページの169ページ水産行政の補助の中の、漁業後継者育成対策事業補助106万円ですね。去年は36万円ということでありましたから、3倍程度膨らんでおりますけれども、何か目玉的な事業が増えたのか。その辺、確認をさせていただきます。

議長(波岡玄智君) 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) 最初に小規模治山工事の関係についてお答えをしたいと思います。小規模治山工事につきましては、場所は渡散布地区でございます。たまたま個人名を申し上げるのも、何かと思いますけれども、五日市さんの裏というんですか。場所はあそこでございます。実際に今年、この工事に掛かっての測量試験、それと本工事と発注時期は違うのですけれども、設計先に出して上がりしだい本工事着手という事で正直言って高さがいくらですとか、何がいくらというのは今のところ把握してございません。一応、土留工ですけれども、この延長だけは80mというふうに決まっております。その80mの土留工をする為の法切工ですとか、そういった基礎工事、あるいは傾斜の関係等々が測量試験で確定されるところであります。

今時点では、大雑把なことしか申し上げられませんが御理解をいただきたいと思いますし、3年とおっしゃっていましたがけれども、実は去年これを工事としてやるべきかどうかの調査設計が行われているのですよ。それを含めて3年で、工事は一応2年で予定しています。23・24の2年で完了させようとしていますので御理解いただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) 2点目の、169ページの漁業後継者育成対策事業補助106万円に関する御質問でございます。昨年度36万円の予算計上でございますけれども、これにつきましては、両漁業協同組合の青年部女性部に対する活動助成として、本年度も36万円補助をしようとしております。

また、今年度は平成21年度からスタートしました、町独自の事業として北海道立漁業研修所における研修生徒に対する研修費用を助成しようとするもので、今年度につきましては、散布漁業協同組合の後継者になろうとしている2名の方が、5月から半年間に渡り北海道漁業研修所に研修することが決定しております。これらの方2名に対する助成として1人当たり研修費用が約50万円。これに対する75%、1人35万円の2名で70万円を助成しようとするものでございますので、御理解願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

8番(鈴木敏文君) 今、その2名の生徒ですね。道立漁業研修所、これは新卒の方がお2人という事でしょうか。それとも、漁業を営んでいた若い子が含まれるのか。その点お願いいたします。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) ただいまの漁業研修所の2名ですけれども、1名の方は水産高校を卒業してからの研修所入りと伺っております。もう一人の方は、2年ほど前に札幌で就職していた方が地元に戻って、今漁業後継者となろうとして研修というか、お手伝いをしている方が改めて漁業の技術を学びたいという事で、この度研修所に入ることになりました。

議長(波岡玄智君) 1番福沢議員。

1番(福沢栄君) 今回この予算に関しまして、水産関係では、議案関係の資料で説明があった部分がありますので、それに沿って質問をさせていただきます。議案関係資料の15ページ、58番漁港工事地元負担金というふうなことで、総事業費が2億8,000万円、町の負担なく0円と散布漁港の外港施設というふうになっている訳でございます。このことに関しましては、昨年9月の定例会で北海道知事より埋立同意に関する諮問がこの議会にありました。議会も同意をした訳でございますけれども、この同意の過程で質問をいたしました。その段階での説明では、外に船溜りを作るんだと。いわば外港を作るんだと。そしてメリットはというふうなことに関しては、現港、言わば今の

港の中を養殖海面にしたいと言う意向のようです。というような説明をいただきましたし、その時点で完成までの総工費は、どのくらいかというふうなことにしておよそ35億円だというふうな説明をいただいた訳でございますけれども、これに、まずは変化がないのか伺っておきたいと思えますと同時に、議案関係資料にありますこの事業費2億8,000万円に関して、町の負担は0円というふうなことでございますけれども、この事業言わば35億円達成するまでに、地元の負担はどうなっていくのか。その点をまず伺っておきたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) まず漁港の負担金に係る御質問でございます。今年度の、漁港整備に要する経費で負担金0円となっておりますけれども、漁港整備につきましては、今年度、散布漁港の外港整備事業費が通常予算、平成23年度予算で4,000万円、それと昨年12月の国の補正予算で??、要するに、前倒し事業ですけれども23年度の前倒し事業で2億4,000万円、トータルで2億8,000万円の事業を計画しているところでございます。今年度の整備につきましては、主に外郭施設ということで、負担金の掛からない事業を今年度整備しようとするものでございます。

主な事業としては、南防波堤の5mトータルで10mそれと消波ブロックの製作、それと第2西防波堤が30mを整備しようとする予定であります。それに関連しまして、この散布の外港の整備計画でございますけれども、現在のところの平成19年度の4月に最終の今の直近の整備計画でございますけれども、総事業費が59億8,000万円の予定で事業を進めております。最終的な地元負担としては約1億1,000万円の負担というところで、現在整備を進めているところでございます。漁港が整備されれば、現在の火散布漁港内の静穏を確保することが出来ると、大しけになる度に対岸までロープを張って漁船を安全に係留するための作業が省けるだろうと。ある程度、大きい漁船については外側の港にまず入れるだろうとそういう事で、ある程度大きい漁船が外に行くことによって、既存の漁港内に余裕が出来ていきますので、その余裕な場所を活用して現在の養殖事業を更に展開していきたいなというふうな事で、現在の漁港の整備を進めているところでございます。

議長(波岡玄智君) 福沢議員。

1番(福沢栄君) 本年度に関しては外郭であって、国あるいは道関係で2億8,000万円で工事をしている。したがって外郭なので、地元の負担金は0円であると、説

明をいただきましたし、もう1点は、総工費は59億8,000万円、完成までの地元の負担は1億1,000万円という説明をいただきました。私が聞き及んでいる関係に関しましては、この外港工事に関しては、一種漁港であって道は国からの補助金を受けて、道単で土現に工事をさせるようです。地元負担率は、この事業に関しては低いが、事業費が非常に高くなるので、したがって結果は事業費の高い分、地元負担が大きくなっていくというふうに担当者から聞き及んでいるところでありますが、この関係に関して若干、課長の説明と私が聞き及んでいる部分が合わない点もありますし、この辺を更に確認をしたいというふうに思います。併せて、この外港の経済効果をどのように算出しながら見ているか。その辺の説明を伺っておきたいというふうに思います。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) まず漁港負担金にかかわるご質問でございますけれども、道の見解と多少異なるかと思っておりますけれども、事業費が大きくなるから負担金が大きくなるという負担率の問題ですけれども、負担率に関しましては、外港が防波堤と言われる外港施設が負担は0円です。それから係留施設岸壁船が付く部分については30分の4、それから道路とか港の用地施設、これについては100分の15ということで、散布本港の一種に関しては、たとえ総事業費が多くても少なくとも、この負担率については一定の負担率になっています。

ただし、この事業費が大きくなりますから負担額は当然、この同じ率でいけば大きくなるというのは当然のことだというふうに認識しています。散布の外港に関しては特に、現在も外に造る、本当に外海に造る工事という事で一般的なというか湾内に造る港から見ると事業費も相当大きくなっております。それと過去に、漁船の海難事故もあって、確か2名の方だと思っておりますけれども沖合に出る航路が非常に狭くて、波が荒いということで、過去に海難事故もありましたけれども、そこの掘削に今、約10億円近くだったと思っておりますけれども、そういう金額も実は入っております。ということで散布本港に関しては特に事業費が大きくなっているというところでございます。

次に、費用対効果の関係でございますけれども費用対効果につきましては、養殖事業が更に増えるとか漁船が安全に係留されるとか色々ありますけれども、この港ができることによって151億8,600万円の総便益額が出てくるだろうと。そして、これに対する総費用は92億5,300万円、率にして1.64倍の費用便益が出て来るだろうと。この便益の計算には、先ほど申し上げましたとおり養殖事業によって漁業収入が上

がるとか、漁船の係留が安全にできるとか細部の計算ありますけれども、投資に対して大体1.6倍くらいの効果があるだろうというようなことで、国に水産庁に事業採択を受けて今現在事業を進めているところでございます。

議長(波岡玄智君) 福沢議員。

1番(福沢栄君) 外港工事の関係に関して地元負担率は0円と。これは先ほど私も話をしましたし、外港関係に関しては当然、船が減り、物揚場が必要な訳ですから先ほど申し上げましたけれども、その負担率も低いというふうに私も伺ってありましたし、しかしながら、この事業に関しましては事業費が拡大されると大きくなると。

したがって、この負担率は安いけれども、地元の負担する費用は大きくなるというふうなことにしましては、課長の説明と私の見解と同じだなというふうに判断をしました。この経済効果にかかわって、これが完成すると中の方に関して増養殖が進められ、いわば1.4倍等の経済効果が来るのではないのかなという説明でありますけれども、私はとりわけ今回のこのような大きな両団体の養殖に関する被害を見た時に、いずれ私も前回委員会で、それぞれの団体と懇談をいたしました。その時に、今もって外港を推進しようとしております。この散布の関係に関しましては、現在は非常に順調だと。しかしながら泣きどころは、この現行散布沼に関しては大雨が泣きどころだと。

したがって、琵琶瀬湾に生育の場を求めましたけれども断られた、当然の事だと思っております。こんなことを聞き合わせていますと、折角の外港に59億8,000万円ですか。そんな膨大な費用を掛けながら、あの低気圧が襲来した段階では、ものの見事に恐ろしくなるような大波が打ち寄せるあの地域に、これだけの費用を投資して外港を造って果たして、それが今後とも有効に利用されるのか。加えまして財政健全化等々で色々議論もありました。公債費比率が非常に高くなっているという時点で、本町は1港7漁港を建設したその物も、公債費比率を高めている所以だというふうなことは、この町内の内部からの声も出た訳でございますけれども、いわば、この町に8港目の漁港を建設する訳でありまして、この事についてはくどいようですけれども、この災害を契機にもう1つの団体も色々な面で課題を残している訳でございますので、私はこんな災害を契機に、この事業を見直してはいかがかなというふうに思う訳でございますけれども、両者が共ども一定方向に進むならば、私はこれだけの費用が出どころは間違っは来ますけれども、これだけの費用投資するのであれば、然るべき海域に然るべき恒久的な大規模な増養殖施設が建設出来るであろうというふうに思っておりますし、この話をある

ところで話をし合った時には、両方相まって同じ方向に進むことが前提だと。

ですから当然、本町としても大きな山はあるにしても、私はこういった関係に進む事が真の後継者対策になって行くのではないのかなと、私は少しくらいの小手先の計画では、後継者対策には全くならないというふうに思っておりますので、幸か不幸かこの機会に事業の再検討をすべきと思いますけれども、この辺、ひとつ担当者及び出来れば理事者の見解をお聞きして、質問を終わります。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) 本事業に関わる見直しの問題、大変大きな御質問と受けとめておりますけれども、本事業につきましては平成14年度から水産庁の地域水産物供給基盤整備事業の特定事業として、当時は浜中町のこの散布漁協協同組合の漁港が第一に採択され、スタートした所でございます。このスタートに関しては、先ほどもお話し申し上げましたとおり漁船の海難防止のための航路の確保、更には増養殖施設用地の施設拡大あるいは、現在の航路内の静穏域の確保というようなことから、散布漁業協同組合からの強い要望を受けまして、町並びに散布漁業協同組合と北海道あるいは水産庁に要望を長年続けてきた結果、採択され現在事業を進めているところでございます。

この度の災害に関しても、散布漁業協同組合のウニの一部に多少の被害はありましたけれども、平成4年度から散布漁業協同組合のウニ養殖漁業者の大変な努力のもとに現在は6,000万円以上を超える水揚げにまで成長してきております。更には、これが隣の浜中漁業協同組合の53名の方が、この技術を色々とアドバイスをいただきながら、現在、昨年度も1億6,000万円近くまでの水揚げに至ったと。不幸にして、こういう津波災害あるいは大きな時化に伴って、多くの被害を受けながら現在、漁業者としては懸命にその被害の対策あるいは、この次の事業展開に向けて努力をしているところでございますので現計画につきましては、引き続き進めていきたいと。確かに増養殖事業を進める上では、それを守る為の安全施設も必要となってきておりますけれども、今回の津波災害を見ると、浜中湾におけるウニ養殖については、今のところ10%の被害で終わっているんじゃないかと。逆に琵琶瀬湾の浅い場所では3分の2以上の被害が出ていると、その津波とか時化によって被害の大きさはありますけれども、これを完全に守るべく増養殖場を作るという事は、本当に色んな調査を重ねながら検討していかなければ、なかなか厳しい面もありますけれども、漁業後継者対策の問題もありますので、今後とも漁業者の安定生産そして、それを図るべく増養殖事業の推進を図るためにも、こ

の散布漁港整備に関しては、引き続き整備を促進していきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 4番松浦議員。

4番(松浦明恭君) 171ページ水産振興基金積立金についてお伺いをいたします。先ほど9番議員さんと10番議員さんの質疑がございました。御答弁の中で、この度の津波災害の漁業被害に伴う漁家支援策について、今後の国・道による支援策を期待するということと共に、本町の産業振興資金貸付金ですとか利子補給だとか、あらゆる手だてを講じて、その対策に応じて行きたいというような御答弁があったのかなというふうに、私はお伺いしておりましたけれども、まず激甚災害の指定が本町に当てはまるかどうかということについては、非常に難しい状況にあるのかなというふうに思いますので、今のところは何とも言えない。

ただ、期待するということしか申し上げられないというふうに思います。道につきましても、何らかの支援策は期待できるのかなと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、本町として、この対策をどうするかということの視点から考えてみますと、この積立金が800万円。散布、浜中がそれぞれ出し合って町が500万円出して800万円、これを4年間というお話ご説明が条例制定の中でございました。積立ての基金ですから、基本的には4年間これを貯めてきてという事になるのでしょうかけれども、これも条例の説明の中では、その間に何かこれに該当するものがあれば使っていきたいというような御答弁もありました。

そうしますと、今回800万円という形で、ここに基金が積上げられておりますけれども、これを今すぐ使わなければならないと言うことは、この基金の制度としては多分ないんだと思うのですね。そういったしますと、私は今回のその災害にかかわった漁家支援を他の資金、いわゆる町で、こういう何か特別なその基金を設けることができれば別でしょうけれども、やはりこれを使って今ある漁家をどう助けていくのか、支えていくのかという視点からいうと、私はこの基金を活用する4年間に渡って活用していくということもあって、然るべきではないかというふうに思うんです。この条例制定をした段階では、この津波災害と言いますか今回の災害想定されておりました。

ですから、この用途については町と両組合とがしっかりと話し合っ、将来展望を作った上でひとつお決めくださいというお話をしましたけれども、しかし、こうなった場合に、私はこの基金の使い方としては合計して4年間で3,200万円ではありますけ

れども、やはり町が何としても、その漁業支援をしていくんだと。漁業者の支援をしていくんだという姿勢を示すことに、繋がっていくのではないかなというふうに思うものですから、災害対策に優先させる用途としてお考えがないかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) ただいまご質問のありました、この度の災害に対する支援というか救済策にかかわる、この基金の活用もという事でございます。

先の補正予算で議決を頂いて、基金の積立を今スタートしたばかりでございまして、議員おっしゃられるとおり施策についても、これから検討しようというところで、この度の災害になったところでございまして、正直、現在まだ災害の状況の把握を進めているところであり、金額もまだなかなか把握できない状態にいるわけでございますけれども、今後、近く協同組合と連絡を密にしながら、この被害に対する対策を検討しなければならないというふうにも考えていますし、当然、例えば資金の融資となれば、新たな条例を制定して利子補給とか出てくることになるかと思っておりますけれども、これら基金も活用するのか、または予算が許されるものであれば、この基金は基金として将来的に積立てていくのか、そして当面は一般財源で乗り切れるのか、これら総合的に財政サイドも含めまして、出来る限り早くに復興の為の支援を検討していきたいというふうに考えておりますので理解願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 松浦議員。

4番(松浦明恭君) この基金の使い方については、必ずしも災害復旧に優先させるというお答えでは無かったなというふうに思うのですけれども、先程、この科目のやり取りの中で課長は、基本的には個人が頑張るしかないということで、確かに基本的な事はその通りだなというふうに思うんです。

ですけれども、その質疑の中でもありましたけれども、例えば養殖事業をやってきた人たちが、本当に去年の高潮を経験した時に後継者がいないと。そうすると、もうこれ以上被害があったら、やっていけないという声は、私も随分色々と聞かされております。そうしますと踏ん張ってきた人たちを、もうひと踏ん張りしてもらおうということからいうと、何かの力添えがなければ、もう無理だと思えます。幸いにも全滅ではなかったというふうには思うのですけれども、漁具の被害については、先ほどのご報告でしようけれども、例えばウニの場合でも、中に入っているウニそのものが本当に助かっている

かどうかこれはまだ解りませんよね。だから災害の状態というのは、これからでなければ明らかに出来ないと思うのですけれども、そういうふうにして、せっかく始めた人達が、今踏ん張って行く為には一人で頑張る、後はお金だけ貸してあげるよという事では、やっていけない場合もある。

ただ、そのことを踏まえますと、この基金として水産振興の積立基金の目的に、私は必ずしも離れているものだというふうには思いません。そういう意味で、この基金のそういう優先的な使い方もあり得るといってお考えが再度ないか、お伺いをしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) 再質問にお答えいたします。この基金を当初、両漁業協同組合と相談し将来的な水産振興のために、産業団体、行政が一緒になって資金を確保して、継続的に漁業支援をしていくんだという事で、この基金をスタートしたところであります。議員おっしゃられるとおり特に、このウニ養殖につきましては、本町を代表するウニ養殖として成長をした。ところが、やはり毎年のように多くの被害を受けるなり、課題も発生してきている大変苦労している事は、私も認識しているところでございます。

この振興基金、水産振興基金制定当時も産業団体ともお話をし、先に補正の時にも御質問がありましたけれども、施策の内容としては、漁業経営安定の為に漁場整備やら養殖漁業の安定化のための支援、それから漁業後継者の育成事業を新設しての後継者担い手への支援、また育てる漁業を推進する為の試験研究、開発事業を支援するなど、また更に自然災害時の漁業支援とこういうことも視野に入れて、この基金を助成しておりますので、この度の災害に関して、この資金を先ほどの回答と多少重複はしますけれども、両漁業協同組合とも相談しながら、この基金を活用していくのか、さらに一般財源で対応していくのか。十分検討しながら、早急に復興の為に支援策について協議させていただきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 松浦議員。

4番(松浦明恭君) 了解いたしました。ウニ漁業の話だけを一例として出しましたけれども、この場合は、それはあくまでも一例ですから、全体災害・被害に対してということで受けとめていただきまして、是非ともそういう人を含めて両組合との検討を進めていただきたいということだけお願い致します。以上です。

議長(波岡玄智君) ほかにございませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第6款商工費の質疑を行います。

2番落合議員。

2番(落合俊雄君) 187ページ霧多布湿原センター管理運営に要する経費の中の、13節・委託料観光ガイド育成事業委託料432万8,000円、これの対象といわゆる委託料ですから受け先といいますが、受託先その辺についての説明をお願いします。

それと19節負担金にかかわって湿原センターですが、はっきりしたことは私もよく分かりませんが、湿原センターの陣容が一部変わるといような私は、噂段階の程度しか理解していないのですが、その辺について、もし内容をお解りになればお知らせをいただきたいというのと、それから、いわゆるこの2,750万円というのは、色んな過程を経て出てきた金額ですけれども、いわゆる人件費というのは、どの程度2,750万円の中で見込んでおられたのか。それは対象が何人とか、そういうのまで含めて見込まれたものなのかどうか。この辺についてのお答えをいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) まず1点目の、委託料の関係でありますけれども、これは税財政課長が補足説明の中でお話ししておりましたけれども、この歳入として上がっているのが、緊急雇用創出推進事業ということで道からの交付金です。これは重点分野という事となっております。その事業を使って行うという事です。この中身については、地場食品を利用した食品開発事業と観光振興のためのガイド育成事業ということで2名の方を雇用するという形になっております。

それで、今の予定ではこの提案致しました予算が議決になり次第、作業に入る訳ですけれども、概ね5月から次年度の3月までという計画で考えております。それと、この委託先として今考えられているのが、昨年も同様のがあったのですけれども、湿原トラストを今のところ考えております。湿原センターの中での事業展開になると思うのですけれども委託先については、そのように考えております。

それから負担金、湿原センターの管理運営ということで、指定管理者での負担金の2,750万円であります。その前に23年度より湿原センターの人的な体制が変わるといことありますけれども、直接、私どもは伺っていないのですけれども、トラスト自体の体制の中で人事異動があったというふうに聞いております。その中で、現在の館長である方がトラストの方の事務所の方に行きまして、新たに館長という形で、辻井達一

先生が館長になり、副館長に三膳が入り事務的と言うんですか、あそこの運営のチーフとして、今居る職員の方が付くというような体制になるという事で、今までの管理運営を継続し更に展開して行くという事は聞いております。

それから人件費2,750万円のうち、人件費はどれほど見ているかという事でありまして、概ね6名を見込んで2,000万円を2,750万円の中で見込んでおります。以上です。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) 今の答えでいきますと、いわゆる委託料の部分に関しては、トラストにお願いをします。それで、ややもすると湿原センターで、何かをすることにもなるかと思えますし、一方で、今の湿原センターの陣容に対するお答えとして館長並びに副館長というような、そういうお答えでありました。予算上は6名分で約2,000万円というお話でありまして、これは受け先のトラストがどのように判断をされたのか、私はちょっと分かりませんが、この異動というものに伴って、湿原センターに直接日常的にかかわる人というのは、今のお答えから行くと増えるのか減るのか。その辺はどうでしょうか。

町としては、委託をするトラスト側にこういう形をお願いをしますと2,750万円で、ここ何年6~7年目に入りますか、そういう中で、人件費はこの程度の範囲内ということで、やってきていたんだらうと思うのですが、受け先のトラスト側の方が何らかの事情で、こういう体制の変更をします。そうすると、人件費相当分6名分と当初想定したものが、相手方はどんな事情で例えば、この人数の変更なり職員というか、そこにかかわる人に異動なりを考えることになったのか。あくまでも私は噂でしか聞いていませんので、よく内容については分かりませんが、やはりここで見込んだ人件費がそれほど高いものではなくて、やはりその人を抱えていられるような状況になると一定程度異動しなきゃ止むを得ないという、そういう判断があったのか。それとも違う思いがあったのか分かりませんが、少なくとも館長が非常勤、副館長についても常勤ではないという体制で、これから行かれるというようなお話ですので、日常的にあそこに詰められる職員がどうなるのだらうと。対応はどうなるのだらうというような、その管理委託をされている、した側として、その当初の想定と23年度の体制が果たして、その町側の思い通りになっているのかどうなのか。その辺についてちょっと不安といたしますか噂ですので、それ以上の事はちょっと分からないので、これから先、23年度以

降の湿原センターの運営というものについて、一定の懸念があったものですから、その辺の考え方について、質問をさせていただいている訳です。その辺について分かるのであれば、お答えをいただきたいというふうに思います。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) センターの体制ということで、そこでの御質問という事で受止めて、その部分で答えさせていただきます。先程も言いましたように、指定管理者で協定を結んでいるのは、NPO法人の霧多布湿原トラストということで結んでおります。

その中での人事異動であります。私どもは協定の中で、第1期5年間で管理運営していた部分も含めて同様の協定を結んでおります。それによって、その協定に沿って管理運営していくということでもありますけども、先程言いましたようにトラスト内部の人事異動という事でもありますけれども、館長においては辻井先生、それから副館長では三膳ですからトラストの理事長が兼ねるということでもあります。実質日常的に設ける体制においては、今までどおり6名の方が職員としております。これは指定管理者17年から居る職員が概ねおりますので、今までどおりの活動、管理運営していくものというふうにして考えておりますし、私共も常に協議しながら進めていきたいと思っております。ガイドという事で植物の関係と、それから一般的なエコツアーのガイド含めて3名、それからショップ体制については1名、それから事務員ということで1名、実質日常的に居るといのは6名でありますけれども、1名が館長ということでありますので、それを0.5と踏まえても6.5名の方がこの管理運営にあたる。

それから先程、委託料で2名の雇用を図って地場産品の開発をしてセンターのショップで売ったりPRする。それから、観光ガイドの育成を図り将来的にはトラストで雇用してくれれば良いなというふうに思いますけれども、とりあえず1年間その任に当たってもらおうということでもあります。

それから、町からの負担金2,750万円であります。この中での町の資産として6年に2,000万円という形でお話しましたけれども、実質的にはトラストの自己投資、自己出資がございます。それと事業収入がございます。申し訳ないですけど21年度・22年度概ね同じような形態で進んでいますけれども、大体21年度でトラストの出資が450万円ということになっています。2,750万円それから450万円、全体の額というものは5,880万円、21年度の事業費になっていますから差し引いた数

字が事業収入という事で、実質的には職員には法的福利等を踏まえまして2,400万円以上の人件費ということで支払われているという事で、認識しておりますので御理解願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) 最後に確認をいたします。私は、あくまでも噂で聞いたところに関して言うと、新体制の中では非常勤2名と、今までそこに居られた方の1名が他に退かれて館長の他にです。新たに入って来ているのを含めて言っても、現行、今まで居た方の3人か4人かなと。それといわゆる研修で来ている人を含めて5人かなと。

今度、新たに辞められた方の後任を含めてもやっと6人かなという事になると、いわゆるその委託料にかかわって、研修する人も含めての体制になるのかなという思いもしたものですから果たして、その町の想定と現実は違うなというふうな思いがあったので、確認の意味も含めて質問を致しました。そういう意味でいうと、この委託料で言われるこの育成事業というもので雇用される人というのは、今の課長のお答えの陣容の中には入っていないという話になるのか。それとも、その人も含めると含んでいますという話になるのか。最後、その辺の確認だけしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) あくまでも委託の道から交付金をいただいて雇用する分野については、あくまでも1年ということで、僕が申している6名の中には入っていないという事で御理解願います。

議長(波岡玄智君) この際、暫時休憩いたします。

(休憩 15時 7分)

(再開 15時30分)

議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工費の質疑を続けます。

10番加藤議員。

10番(加藤弘二君) 187ページの霧多布湿原センター管理運営に要する経費について質問します。私の場合は、あまり噂とかそういうのはなくて、まっさらな気持ちで質問させていただこうと思っていたのですが、その中で観光ガイド育成事業委託料という、その部分について質問したいと思います。これは字面をそのまま読みますと観光ガイド育成といえますから、浜中町の観光ガイドを育成するものと、そんなふうに理解

する訳です。たまたま観光ガイドを育成するのに委託先が霧多布湿原センターという事で、そうなのかなと思いつつその辺の確かめに、ここで発言しようかなと思っておりました。普通、町の観光ガイドと言った場合に、それぞれの地域の観光協会あるいは商工会が、そこに所属して例えば浜中町で言えば、浜中町の基幹産業である水産とか酪農とか、それから風光明媚な自然とかそういう自然をガイドするような、そういう事を仕事にする人を育成するものというふうに思っていました。

しかも、これが緊急雇用創出という雇用対策で国が全国的に計画している、そういうものだという事で雇用対策ですよね。そういう方からしますと、この雇用対象になるガイドになりませんか。という呼びかけは浜中町民を若い人を、あるいはもうちょっと経験キャリアを積んだ人でも結構かなと思うのですが、地元の人々の雇用対策としてこういうものを掲げて、これで言いますと2名のガイドを予定するというような中身で、自分は受取っておりました。そういうことで聞いていましたところ、先ほどはガイドの養成が終わったら、養成された後にトラストの方に行くんだという事を述べていたと思うのですが、そうなりますと、ちょっと私が考えていた事と、まっさらな気持ちで考え思っていた私の気持ちからすると、ちょっとおかしいなと。何処がおかしいかというのが解らないくらい、おかしいと私は思うのです。

それは、湿原センターと浜中町の契約では2,750万円で契約していますよね。これを育成して、育成した後に就職先はトラストということになれば、今年の、この432万円というのはトラストの為の、職員を養成する為に400万円も掛けてやることになるかと。そうすると2,750万円プラス400何十万円ということになって、おかしいと思うところはここかなと思うんですよね。こういうやり方は、私はおかしいなと思います。

それと、去年の議案書をちょっと調べて見ましたら、去年もまた委託先がここで雇用はメモの中では、札幌の企業の方から1名入って居たように、ここには書かれていますのですが、そういう形で昨年も1名雇用していたと思うのですが今年の3月までと。この人は3月で終わったら、また新たにガイド養成の仕事をもう一回やるのか、その人はどうなるのか、新たに2名を雇用するのか。その辺説明よろしくをお願いします。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) まず委託料の関係でありますけれども、この緊急雇用の事業という事で、これは重点分野という事で、ある程度限られた形の中での交付金

であります。

それで、昨年においては、介護の関係、福祉の関係、それと観光の関係2本ありました。1本が今ご質問のあった緊急雇用の方で、観光ガイドの方でありますけれども、これにおいては2名の雇用がありまして、本年3月31日まで雇用になる訳であります。

それで、この2名については当然、そのままトラストで就職という形でトラストの方も、そのような考えも持って育成をしていたのですけれども、2名の方の私事の事情で、本町から離れるという事です。その2名については別海町の方と、本州から来られた男女1名ずつの2名であります。ということで、その方たちの雇用はなりませんでした。それで今回23年度における雇用については、新たな雇用ということになりますけれども、あくまでも浜中町の観光ガイドというのが自然でありますし、湿原の環境でありますし、岬等の景観であります。それが漁業の関係も農業の関係もありますけれども、これらの関係においてもガイドとしての育成になるということで、私ども考えております。

それから、雇用のあり方でありまして、あくまでも国の交付金でありますので、ハローワークからの雇用、それからトラスト内センターのホームページの中での雇用というふうになりますけれども、これが地元優先とかという事では、一概にこちらの方では何とも言えませんけれども、そういう形で雇用方法がなっていくしますので、どういう方が雇用になるのか、町内の方が雇用になるかというのは、今のところ分からない訳ですけれども、そういう形で雇用を開始いたします。その雇用が今言うセンター内トラストの事業という事でのご質問でありますけれども、あくまでも緊急雇用ということで、雇用の場をそこに2名分作るという事で御理解を願います。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) ちょっと質問をした事で、漏れていた事があるのですけれども、おかしいんじゃないかと言った部分です。それはここで雇用して、そして雇用の場で1年後にはトラストで使うという事を課長、先ほどおっしゃったと思うのですけれども、これはやっぱりおかしいのではないかと。というふうに私は言ったのですけれども、それに対してはお答えにならなかったですね。私は、それは契約の部分と比べてみてもどうかと思う部分がある訳です。それでちょっと、今課長が話された中でガイド育成するということで1年間、今年度やってみたところその方は、私的な用事でここには残らないという結果になったと。これは仕方ないことかなと思うのです。

ただ、ガイド育成って浜中町でガイドを育成するのですから、200万円もお金を掛けて浜中町でガイドを育成するわけですから、学んだことをやっぱり2年なり3年なり浜中町に返していくという、そういう責任もあるかと思うのです。こういうものを採用する時に、将来何年かやはりこの町に残ってガイドしてくれることがどうだという、そういう条件にするということも大事かなと思うのです。ところが、途中でやっぱり辞めたという人も居るし、1年間全うしても色々考えた末に、やっぱりという場合もあるかと思うのです。でも、そうした場合には将来もそういう仕事につきながら、あるいは場合によっては、浜中町で家庭を持って生活をずっと続けていくというのも、こういう雇用創出の将来を結びつけての体制かなと、そんなふうに私は思うのです。そういう点で、今回2名養成するという事ですけども、雇用に先立って今言ったように、浜中町のガイド養成の目標も含めて、そういうものを集めるのか、募集するのか。その辺のところが説明願います。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) まず、この緊急雇用というものについては国が行っている、あくまでも雇用創出ということであります。それを活用して浜中町でもその雇用に拡大したいということで、その交付金を活用してこの観光分野での事業を展開するという事でございます。よって、その雇用をされた方においては自分の意として、浜中町に残るという事も当然可能ですし、いわゆるトラストで雇用する可能性も無いという訳では無いのです。今回の例として、1年間育成した方々に雇用の声をお掛けした際に、先ほど言いましたように、私事で離れるという事であります。よって23年度においても、同じような形でトラストに入るかどうかは分かりませんが、観光ガイドという事で雇用創出になればという事で、この事業を展開していくという事でご理解願いたいと思います。

それと、この指定管理者を設けたことによって、浜中町に家庭を築いて子供が生まれて居るという事も、これもひとつの事実としてございますので、ご理解願いたいと思います。それからこの雇用に際して今後も、浜中町に留まることを条件と付すということでもありますけれども、これについては、条件的に付すことが出来ないというふうに考えておりますので御理解願います。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 再々質問となりますが、こういう田舎町で雇用創出というこ

とでは、やはり地元の若い人を育成するというのも、きちんと視野に入れてやってもらいたいなと思うのです。

先ほど課長は、公的なハローワークやトラストのホームページで募集するということですが、私やっぱり地元の高校生を要請する、そういう狙いをきちんと持っていればハローワークやトラストで公に募集しても、その時になったらあなた希望しなさいよという、そういう事があって狙いを定めてやっぱり地元の人にも募集、応募してもらうという事もあり得るのかなとそんなふうに思います。それと今、課長がよそから来た人でも家庭を持って、ここに住んでいる人もいますので、そういう効果もありますというお話でしたけれども、誠にそれは結構なことかなと思うのです。

それで、以前に職員の採用される時に職員の出身を聞いたところ、湿原センターの職員は殆ど町外から来られた方が多かったと思います。私は、いずれは町外から来た方でも、やっぱり浜中町に住んで町の為にやって宣伝していける方とか、それから元々ここが好きで住んでいて、そして職員になれるとかそういうことが地元にとっても大変良いことでないのかなと思うのですが、現在の三膳さんは別に地元ですから、その他の人で湿原センターの職員で、浜中町出身の方はどのくらい居られますかという事と、やっぱり長く地元の為に尽くしてくれる人を。というその観点はどうなっているかという事をお聞きしたいと思います。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) 今、湿原センターにおります職員は全員が町外の方で、横浜とか長野とかそういうところから浜中町が好きで、こういう仕事に魅力を感じて指定管理者の際の職員募集に応募された方達ばかりです。うち1人の職員については浜中町人と同じ様に、この湿原センターの6番沢の下り坂に来た際に、浜中町に来たとホッとするというような職員がいます。もう浜中町人以上の方だというふうに思っております。そういう方々が、今センターを運営しているということで御理解願いたいと思いますし、センターには町外の方ですけれども、高校新卒でトラストに雇用されて現在も、活発に活動されている女性の方がございます。

よって、当然地元の方が応募されて来るのが大変良いことだと思いますけれども、これはあくまでも国の交付金事業ということで、やはり公の場ハローワークを基本として雇用、求人をしなければならないという、これが条件としてございます。それで、地元雇用ということでは、トラストのホームページなりセンターのホームページなりを通じ

て、雇用の場を広げて行きたいというふうを考えておりますので、何せ2名という事でございますけれども、そういう形で新卒者が応募されるのを期待したいというふうを考えています。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 要請された時に、既に就職先が決まっているという所がおかしいのではないかと質問した部分について、お願いしたいのですけれども。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) それは誤解だというふうにお答えさせていただきます。あくまでもガイド育成という事で、真っ直ぐトラストに雇用という事の約束事で、この事業を委託している訳ではありません。最終的にトラストさんが声を掛けるなり、本人が浜中町の企業に入るなりというのは、本人の意図する自分の考えだというふうに思いますので、それは約束事ではございませんので御理解願います。

議長(波岡玄智君) 質疑ありませんか。

(「なし」と叫ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 次に、第7款土木費の質疑を行います。

2番落合議員。

2番(落合俊雄君) それでは195ページですけれども、町の除雪業務委託料4,000万円と、これから町有建設車両に要する経費の備品購入費にかかわって2点についてお尋ねをいたします。

1点目の町道除雪業務委託料です。昨年3月私道にかかわって、この場で質問した記憶がございます。その時の答えとして今後、十分検討していくというようなお答えを受けたというふうに記憶しておりますので、この22年の1年間でこの部分に関して、どのような検討がされてきたのか、この際ですからお伺いをしたいと思います。それから車両の購入にかかわってですが、これは22年度も同様といいますが、そんなもんで車両の購入が計画されて、それが執行されたというふうに思います。23年度に購入予定の、この車両というのは22年度の購入車両と違いがどの程度あるのか。22年度の購入されたものより更に大型のものを購入するのであるとか、22年度はこういう所が違うんだとか、そういうのがあればお知らせをいただきたい。以上簡単に2点お願いいたします。

議長(波岡玄智君) 建設水道課長。

建設水道課長(佐藤佳信君) お答え致します。町道の除雪委託の件にかかりまして、歳入の31ページの農村私道除雪の受託事業収入の関係でございます。この点につきましては、議員おっしゃるとおり昨年3月議会で、もうそろそろこの金額についてどうなのかという事でのご質問を受けております。農村地区の私道除設につきましては、農協さんを窓口として取りまとめを行い実施しております。

しかしながら、この経費につきましては、長年に渡り見直しをせず現在に至っております。この負担いただいております経費については、そろそろ見直しをしなければならない時期だということで、昨年もそのようにお答えしていると思います。そのようなことを踏まえまして一度、22年度窓口である農協さんと負担の見直しについてお話をしました。しましたけれども、具体的なその打ち合わせはしてございません。このようなことから今後、町の考え方を示しまして見直しに向け取り進めていきたいと思っております。

次に、2点目の町有建設車両に要する経費の除雪車両購入でございます。議員おっしゃるとおり平成22年度購入しております。23年度も購入します。違いはと言いますと、違いはございません。同等品以上という事で13トン級の除雪ドーダー、それとロータリーに伴うマルチプラウハイドバンバット等でございます。唯一違うのが平成3年に購入してございます、今のドーダーを下取りに出す部分が金額的に違うところでございます。22年度は新規購入、23年度においては更新ということでございます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) 1点目についてであります。農協さんと協議をしたというお話でございますが、この件につきましては、昨年も申し上げましたので多くは申し上げませんが、しっかりと御検討をしていただきたいと。今、課長は建設水道課課長であります。何年か前に再建プランで私ども農家に対して、農業用水の50%値上げをお願いするという事を、あなたではございませんが前の課長さんだったかと思いますが、そういうお話をされて各地区懇談会で農家の皆さん方の絶大なる協力のもとに、いとも簡単に50%アップが可能になりました。そういう経緯から申しまして、今度は所管が2つあるわけですが、一方の仕事についてしっかりと取り組んでいただきたいということを更にお願いをしたいと思います。これについては23年度中に、しっかりとした協議のもとに方向性を示すというようなお考えが改めてあるかどうか、お聞かせをいた

だきたいと思います。

それから建設車両にかかわってですが、今回の場合は同様なものだという事で、ただ違うのは、今ある車両を下取りに出すというそういう様なお答えでありました。22年度を今更とやかくは申しませんが、落札率がやたら低かったという記憶がございます。そういう意味で、今年度がこれに同等というか、それ以上というようなお話ですので、果たしてこの金額が23年度どの程度で執行されるか、大変興味があるところでございますが、いずれに致しましても下取りがあるという事になりますと、ややもすると昨年以上ということも考えられる、無いわけじゃないですよ。適切にやっていただければそれはそれで結構ですが、その内容について確認をしたいということから質問をさせていただきます。この部分に関しては了解をいたしましたので、1点目の除雪費に関してしっかりとしたお答えをいただければと。

議長(波岡玄智君) 建設水道課長。

建設水道課長(佐藤佳信君) 農村私道の除雪の受託事業の関係でございます。先ほど申しましたけれども、今後ということでございますけれども、23年度には何らかの方向性を示したいと出したいと思っています。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 10番加藤議員。

10番(加藤弘二君) 質問は1点です。199ページ公営住宅建替に要する経費工事請負費8,939万9,000円という事で、茶内の公営住宅の建設についてであります。今年も22年度に引き続いて5棟建設をします。そして24年度も5棟建設という、そういう計画の丁度2年目の時だと思います。私、補正予算で質問致しましたけれども、その公営住宅に住んでいる方々、A団地、B団地の方々も新しい団地に入居することをとっても楽しみにしていて、2年後であろうと3年後であろうと希望が叶うものであれば入居させていただきたいという希望の方が居る訳ですけれども、新しい年度に入って応募の仕方ですね。どのように何月頃から、そういうものを呼び掛けてどんな形で決定して行こうとしているのか。その辺ちょっと説明してもらいたいと思います。

議長(波岡玄智君) 建設水道課長。

建設水道課長(佐藤佳信君) お答えいたします。応募の仕方等でございますけれども、建設につきましても、これは契約について議決要件になりますので、私ども今の考え方は6月定例議会に提案させていただきまして、契約議決を頂ければ先ず良いのかなという事がひとつです。そして工期ですけれども、22年度は12月10日までという

ことでもございました。昨年は7月29日の臨時議会で、提案、議決いただきました。それから考えますと、ひと月くらい早くなれば良いのかなということでもございます。

応募の仕方でもございます、補正の時にも議員さんからお話がありまして、入居される方、説明会を開いて欲しいという事でもございますので、説明会を開かせていただきたいと思っております。それと応募時期でもございますけれども、完成間近になりましたら応募したいなと思っております。そして3年間で15戸ということでもございます。22年は5戸に対して9名の方の入居希望がございました。結果的に4名の方が入居出来なかった訳ですけれども、その方についても23年度・24年度のいずれかの年で入居出来れば良いのかなというふうに思っております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) ありませんか。次に、第8款消防費の質疑を行います。

6番中山議員。

6番(中山真一君) ここで質問しているのかどうか分かりませんが、お許しいただきたいと思いますが、203ページの災害対策に要する経費にかかわってお尋ねさせていただきます。

今回の浜中町も受けた津波被害が、それぞれ昨日の報告のとおりかなりのものがありました。その中で我が町には浜中町災害見舞金等支給規則というのがございます。被害を受けた方から見れば雀の涙ほどのものかと思っておりますけれども、それについてちょっとお尋ねをさせていただきたいと思っております。当然、この規則が適用になるのだと思いますが、出来ればこれを読んでみますと、津波等自然災害を町長が認めたものということと、建物、見舞金等もありまして住宅等の被害はありませんが、船舶それから業者等倉庫、乾燥機とこの場合の流出全壊、流出埋没等は1棟、船の場合は1艘につき5万円の見舞金と、それから半流出そういう場合に2万円の見舞金ということでもございますけれども、ちょっとここで気になるのが第6条の中で見舞金等が、被害者が災害救助法の適用を受けた時は、これを支給しないということになってはいますが、この見舞金規定は、今回の被害について適用になるのでしょうか。その辺お願いいたします。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 浜中町災害見舞金等支給規則の関係の御質問にお答えを致します。本規則におきましては、従来も平成15年の十勝沖ですとか、東方沖を含めて、地震津波災害に対して見舞金を支給させていただいておりますし、今回も住宅の床上浸水が1ヵ所と船舶が85隻くらいあったというふうに聞いております。それで当

然、全壊・半壊・半流出という判断はちょっと難しいところがありますので、水産課と今協議をしております、この規則の適用については適用させる予定で事務を取り進めております。

それと災害救助法の関係ですけれども、今回災害救助法が適用されているのは宮城県仙台のあの辺が中心になっておりまして、人的被害の少なかった浜中町については、災害救助法は適用されることは無いのではないかという判断に至っております。

議長(波岡玄智君) 中山議員。

6番(中山真一君) 僕が確認したいのは被害者ということで、本町に居住し住民基本台帳法に記載されているものという事にはなっていますけれども、例えば今回法人等で被害を受けたところもあると思いますが、これについても適用になるのかどうか。

それから、先ほど答弁の中で言われました中で、漁船被害が85艘、それから、これが全部適用になるのかどうか、ちょっとこれからかと思いますが、それから乾燥機についても21件の被害という事であります。これらについても、雀の涙ほどなのかも知れませんが、もし支給されるとすれば、大変な事だと思いますけれども、いつ頃になりそうなのか。その予想とそれから法人の関係それをお願いしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 浜中町に住民登録を、住民票に記載されているものということで法人の適用でございますけれども、法人については、今まで支給したことはありませんが、法人の適用について検討協議をさせていただきたいというふうに思います。

それと金額が少ない、個人に対する補償というかお見舞いは少ないのですが、85隻が大体5万円の支給で、全壊という判断であれば400数十万円ぐらいになるのではないかなというふうに思います。それに乾燥機だとか、そういうものも含めると町としては多額な金額にはなります。そういう意味で事務的にはなるべく適用をして、お見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

それと支給の時期ですが、今、被害調査始まっておりますが確定していない部分もたくさんあります。そういう意味である程度、被害調査が落ち着いて被害件数なり先ほども申し上げましたが、全壊・半壊・全流出・半流出等含めて判断した上でというふうになりますので、ちょっと時間がかかりますけれども、なるべく早目に支給したいなというふうに考えております。

議長(波岡玄智君) 次ありませんか。2番落合議員。

2番(落合俊雄君) 釧路東部消防組合に要する経費3億1,364万1,000円
この事にかかわって1点と、防災行政無線に要する経費にかかわっての2点についてお尋ねをいたします。

釧路東部消防組合にかかわってですが、要するに消防の広域化等でデジタル化の関係について執行方針の中では、一部触れられてはおるのですが、この協議会を立ち上げて、現在協議を進めておりますという、そういう程度の内容であったと思いますが、もう少し具体的にどういう検討内容なのかというものも含めて、解ればお知らせをいただきたいなというふうに思いますが、デジタル化は28年5月だという話になりますが、このデジタル化に向けても具体的に、これは後日、開かれる釧路東部消防組合の議案書の中にある執行方針ですが、24年にはこう、25年にはこうという、そういう具体的な所も書かれてあるのですが、その辺について、ある意味どういう措置というか経過を辿るというように今予想されているのか。そういう部分に関しての説明があればお願いしたいと。

それから、防災行政無線に要する経費にかかわってであります。今回の大津波警報という部分に対処されて11日の夕方から、いわゆる被害の調査までというと13日の夕方まで、職員の皆さん寝ないでこれに対応して頂いたという部分では、大変感謝を申し上げなくてはならないのですが、そういった中で、防災無線から流れてくる音声です。その都度、流れてくる音声に多少の違和感を感じたところがあります。これは私だけでは無かったように思います。要するに避難勧告、レベルが上がっていく段階はいいのですが、今度下がって行く時の放送内容、いわゆる自動放送という部分と、それから自ら生で出す部分と色々あるのですが、自動放送の出だしと生で出る時の出だしですね。この辺でちょっと、なんとなく違和感を感じたんです。要するに、今まで何も無い日常の中における町民に対する知らせの最初の導入ですね。ピンポンパンという、あの導入が非常事態でも同じように流れている。

一方でいうと、サイレンが鳴ってみたり要するに、今がどういう状況だということがなんとなくしっくり受け止められない。極端な例を申しますと、津波警報から津波注意報になった時にサイレンが鳴ったような気がするのです。自動放送だから止むを得ないという話になるかも知れないですけれども、津波注意報なり、そういう状況になった時に、サイレンが鳴って導入されると、また大きな津波が来るのかなという一瞬感覚を持つわけですけれども、実際は注意報ですと。注意報が発令されましたというふうな、要

するにトーンダウンしているはずなのに、今初めて津波注意報が発令されましたという、そういう感じで流されるのですね。やっぱりこういった時と、こう下がって行く時の何となく確かにちょっと難しいのかもしれませんが、何とかならんのかなという気がちょっとしました。対応はどうしようもないんだと。あれ以上は止むを得ないというのであれば何ともしようがないのですが、もう少し工夫ができるというものであれば、その辺工夫していただけないかなというふうに素直に感じましたので、よろしくをお願いします。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) まず1点目の消防の関係、いわゆる消防の広域化の関係と消防救急無線のデジタル化の関係の、今の推移といいますか経過と言いますか、それはどのようにというお話だと思います。

まず、消防の広域化の部分と消防救急無線のデジタル化の部分につきまして、一緒の時期に走っておりますので、一緒に本来は経費的にも運用的にも、本当は一緒にやるのがベターだと思いますが、現状で、この釧路管内それから根室管内含めて協議しているのは別個に考えて動いております。まず広域化の部分につきましては、釧路管内で釧路北部それから釧路市東部という形でありますけれども、現状では執行方針の中でも述べているように協議会の中で協議をしている段階、その協議との中身というのは、いわゆる広域化した場合のメリット・デメリット、それから経済的といいますか、財政的な負担の増減、単純に全部一緒になったから、各町村の負担が全部軽減されるとかという話にはなっておりませので、その方式も組合方式と委託方式という2種類の方式がございますので、現在、白糠町が釧路市に委託方式で実施しておりますが、その方式によっても財政上の各町村の負担といいますか経費が変わってきますので、それらを今2種類の方式と組み合わせの方式を色々と検討しまして、尚かつ経費的なものも検討しているという最中でございます。

その委託方式と組合方式の違いの部分で1つ大きな違いが、委託方式にしますと、消防団の部分は各町村に残ることになりますので、その辺も組合方式ですと、うちで言いますと釧路東部消防組合浜中消防署で、大体のものは所管してもらっておりますけれども、基本的には消防団の発令と言いますか、消防団を動かすのは浜中町長ですけれども、現在、組合方式で東部消防組合でやっておりますが、それらの違いなんかもありますのでメリット・デメリットと財政的な負担の部分を、今協議会の中で検討しているという段階です。

それともうひとつ、デジタル化の関係ですけども、これは広域化とはやはり別な協議会という事で動いております、これも法律的に28年の5月までに、法律で決まっておりますので、アナログテレビのデジタル化と同じで、アナログ放送が使えなくなります。それで、これにつきましては北海道がある程度、当初は北海道全域で、その工事の見積もりといえますか調査設計をしようというふうになっていたのですけれども、今、現在それがストップしたような状況で、そのデジタル化の組み合わせにつきましても、釧路管内だけでやるか、それとも今ある東部消防組合とか市とか北部だけでやったらいいのか、そこに根室管内と一緒にやった方が効率的にいいのか。それらも、今協議している段階です。

例えば釧路・根室管内全部一緒に統一して、指令センターを釧路市に置くとした場合に、全て釧路市からの発令といえますか、時報というふうになりますので、それらのメリット・デメリット、それから経済的な工事費といえますか、それに移管する為の工事費等の積算を今、一所懸命どれの組み合わせが良いのかも含めまして、また広域化と同じように全道管内集まってやったらいいのか、その効率化の方と経済的な部分を比較しながら協議しているという段階ですので、まだ本当に広域化にしても、デジタル化にしても何処かと組み合わせしてやるのか、それとも今までどおり単独でやるのか。それらも含めて協議しているという段階でございます。

それから、この度の防災行政無線の今の何となく不具合では無くて、何となくニュアンスが違うのではないかというお話でございます。今議員さんおっしゃったのは、最初この度の災害につきましては、地震に伴います津波注意報が発令されております。それから津波警報に行きまして、最後は大津波警報という形で放送になっておりますが、そこから警報から津波注意報に段階が下がってきたという事で、議員さんもおっしゃっていたように自動放送、あらかじめ登録してある放送を自動的に放送しておりますけれども、先ず1つ確認しておきたいのがサイレン音につきましては、手動で1回やりましたのと、警報発令の時と大津波警報発令の時がサイレン音出ております。それ以外は、チャイム音でやっておりますので、注意報の時にサイレン音が出たのではないかというような言い方をされたかと思っておりますけれども、それは無かったというふうに認識しております。津波警報と大津波警報はサイレン音を設定しております。

それと避難勧告はチャイム音、それから避難指示につきましては、サイレン音を鳴らしましたので御了解いただきたいと思っております。今言われました大津波警報から津波警報、

津波警報から注意報に下がる段階に、いきなり下がる時にもう大津波警報が出ているのですけれども、いきなり津波警報が発表されましたという出方をするんですね。それが何となく違和感を感じるのだと思います。津波警報がもう既に出ているのに、今いきなり出た様な形で津波注意報が出ました、という放送をされるものですから違和感を感じたかと思いますが、私どもも、ちょっと今そういうふう感じておりますので、その辺につきまして今、業者の方と何か良い方法と申しますか、それらを検討してみたいというふうに考えておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) 前段の部分につきましては、広域化については現時点で年度を区切っている期限を切っているわけではありませんので、慎重に協議を進めていくということは必要でしょうし、結果としてそれが良かったというものになる事を期待はしております。

デジタル化につきましては、28年5月ですから逆に24年度にはもう一定程度、方向性を出さざるを得ないという、その事業の総事業費その広域、先ほどお答えがありました釧路・根室管内というものを1つにするという考え方もあるようですが、いずれにしても28年5月の体制に向けて行くとすると、逆からぼって行くと来年平成24年には、もうその結論・方向性が出てなきやいけないという事になるかと思ひますので、広域とは別の問題で、このデジタル化に対応するという部分については、しっかりと検討を進めていただきたいなというふうに思ひます。

後段の防災無線の関係です。何回も流れましたので、私も記憶が取り散らかっておりまして多少、記憶違いな部分がありました。課長の言われたとおり、そうだったかも知れないと。ただ、いわゆるこういうものに対して、日常と非常時との違いというものを、もう少し工夫されたら如何かなという部分が素直に感じられましたので、今検討されるというお答えがありましたので、工夫される工夫してみたいという業者とお話をしてみたいというお話がありましたので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

2回目にちょっと質問できなかった部分があったので、再質問でお許しを頂きたいのでありますが、いわゆるこの今回の避難勧告に伴って職員の方々が勤務をされたと。通常勤務ではない非常時に対する勤務をされたのですが、この部分に関して最低でも20何時間以上、人によっては丸2日だとか、寝ずにそれにあたられた方もおられますが、この部分に関して結果的にいつかの時点で、その給与の補正というものがあろうかと思ひます。

いますが、それはこの定例会中はちょっと無理かなと思いますが、いずれそういう形が出てくるのだらうと思います。そこで、ひとつ気になるというのは辺なのかも知れませんが、係長以下の職員の方については、しっかりと時間に見合った対価が後ほど支給されるのでありますが、ここにおられる方々につきましては、1週間その体制に付こうが、1時間付こうが何の変わりもない訳でございます、これは、いわゆる俗な言葉で言いますと、役得という言葉の反対側の言葉でございます、こういう部分に関して給与規定というものを、やっぱり見直したらいかがかなというふうに素直に感じるんですよ。

本当に半日ぐらいで済むのであれば、サービスだという話になるのかも知れませんが、ちょっと今回の場合、辺りを見ますと相当な時間数であります。やはり、これを考えた時に管理職にはそれを支給しないという、そういう規定があるのはどうなのかなと。管理職は人でないという、そういうふうにも受け止め兼ねないので、やっぱり係長と課長とでは、こんなに違いがあるのかという話は、私もちょっと気の毒に思うので、一回この辺はご検討されたら如何かなというふうに思いますが、その部分に関しては、これは副町長ですね。当然、使用者側の1人でございますから、使用者として管理職は手足となって駒の様に使えるという話では無くて、やっぱり管理者も人です。身を削って仕事をしているということを考えますと、その部分については、きちんと検討されるべきかなと。他の町村においては管理職といえども、そういう部分にちゃんと対応しているというような町村もある様に聞いております。その辺についてお答えをいただきたい。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 副町長。

副町長(松本博君) この11日からの災害に全管理職、また全職員が本当に一生懸命やってもらいました。本当に感謝しています。そして特に、どうしても管理職が中心に最後になってくるのですけれども、縮小するにしても段々中心としては、管理職が中心でなるのかなと気がしています。この間本当に感謝していますし、今そういうような出す道は無い訳であります。是非、そういう質問そういう意見があったことを、しっかり帰って来た町長に報告しますので、今は出来ないんです、という事だけそしてまた、やってもらっているという事も含めて報告しかありませんので、回答にならないかも知れませんが、そういうふうに町長に伝えたいと思います。よろしく願いいたします。

議長(波岡玄智君) 3番竹内議員。

3番(竹内健児君) 201ページの防災行政無線の事に関して若干述べたいと思う

のですが、行くところ行くところで何度も防災無線の放送の工夫をしていただきたいという意見が出ているのです。

これは実際、現場の人から聞いていただきたいというふうに思うのですが、判をしたように放送されると。これは大体テレビを見ていれば大体予想が付くんだと。もっと今、散布がどうなっているかとか、そんなのを実際は知りたいんだというようなことを言っておられました。これは皆さん非常に苦労されている中での、努力されているとは思いますがけれども、避難をしている方の気持ちが高なのかということ、ひとつ念頭に置きながら防災無線をやっていただきたいというのが率直な意見のようです。

私、非常に今回地震でショックを受けたんです。ちょうど議会があって地震が来るよと隣の4番議員さんが言って、全然、私気付かなかったのですが、そのうちにグラグラと来たんです。そしたら10番議員ですけれども帰ると、顔が蒼白だったんですね。私、なんでこんなに急いで帰るんだらうというのが後で分かったんです。画面を見てこれは大変な事態だから、竹内さん早く帰るぞと言われてたんですね。それ、実際に私は分かりませんでした。あくる日の新聞を見て最後の写真の記事を見て、私涙が出たんです。何故かという、河北新報というそういう新聞を出している地方紙ですが、ロビー避難者が来た。昼御飯を出そうと思ってコンビニに走ったというんです。その途中で波にさらわれ、そしてなんとか手すりに掴まっていた。手を放そうかと思ったけれども、たまたま下の建物のシャッターが開いて打ち破られて、そこに水が入り込んでいたと。それで水位が下がって自分は助かったと。そして2階の住人にご飯まで御馳走になったと。びしょ濡れになった着物も全部変えてもらったと。この温かさは何だろうと。これは身近に居る隣人がちゃんとやっぱり命を救ってくれたんだという記事を読んだ時に私、涙が止まらなかった。やっぱり私たちが住んでいる町、これはお互いが助け合って生きている町なんですね。昨日の新聞ですか、中川大輔という記者が自分の故郷の釜石で記事に書いていますよね。お父さんと電話したんだけど、行ったらお父さんはもう居なかったと。多分、何処かに避難されていると思うのですけれども、連絡がとれなかったという記事から、あの状況を見ても自分が卒業した高校の写真が載っているんですね。SOSと書いてあるんです。

議長(波岡玄智君) 大震災に対しては、竹内さんだけではなく、それぞれ皆さん方色々な感情をお持ちの中で臨んでおります。個人のお気持ちを述べるのも結構ですがけれども、本題に入って触れながら1つ質疑を進めてください。

3番(竹内健児君) それで避難されている方の気持ちになって、放送していただきたいというのが1つです。もう1つはやっぱりデータ入力、今色々な形で機械化されたりして、無人の観測所が沢山あるということで、実際上はデータが入力出来ないというのが現状のようです。これも1つの教訓になるんじゃないかなというふうに思います。今、携帯電話ありますから、携帯電話でやれるんですけど、ああいうふうな状況になると携帯電話が使えないという事態が生じてきているんですね。そうしますと、無線の方が早いんじゃないかと思うのですが、そういう点で無線は必ず職員に持たせているのがどうなのか。そこの辺りについてお聞きしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 前段の防災行政無線の放送のあり方についてだと思います。先ほどの前段のお話にありました津波警報発表ですとか、自動放送の部分につきましては、ある程度致し方ないのかなという気がしますけれども、その後、私たち手動で随時避難を呼びかける放送をしております、その間、出来るだけ津波高何cmですとかという形の情報を伝えようと思いつつやっております。今後も、なお避難されている方のおっしゃっているように避難されている方が欲しい情報という部分だと思いますので、それらも含めて手動でやる部分につきましては、もう少し考えながら放送して行きたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、2点目の携帯電話が止まりますので無線が大事でないかという事でございます。この度もそうですけれども、例えば水門班という形、それから出掛ける時は町に50数台、小さい携帯用の無線からショルダー式の無線まで用意しております、それを使うようにしております。本当に災害になると携帯止まってしまうので、無線は用意しておりますので、今回も利用しております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 次ありませんか。

次に、第9款教育費の質疑を行います。

11番鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 予算書の221ページ、中学校管理運営に要する経費の中の委託料学校施設耐震診断業務委託料813万5,000円、これは姉別中学校にかかわる予算計上だというふうに説明がありました。

まず、この813万5,000円の内容について詳しく説明をいただきたい、このように思います。併せて質問をしたのですけれども、姉別南中学校の児童の推移という事

で、担当課で資料をお持ちがどうか分かりませんが、平成19年の5月1日現在、これは所管の委員会で、委員会から出された資料であります。今回の一般質問の答弁の中で、中学校の生徒が1名だとか2名だとかというような説明があったかと思えます。22年度4名、23年度5名、24年度6名、25年度10名、26年度10名以下ありますけれども省略しますけれども、この予測推移は今のところどうなっていますか。分かればお答えをいただきたいと思えます。

それと、姉別南小学校の児童数の推移ですけれども、これも同年度19年5月1日での予測推移ですけれども、22年度20名、23年度24名、24年度22名、25年度20名以下1年生2年生とずっと把握できませんから、これは省きますけれども、この推移とどの程度違っているのか。それと、姉別保育所の児童の数でありますけれども、22年11月1日現在で15名の姉別保育所の児童が居るといふように、担当課から資料をいただいておりますが、このうち姉別南小学校に将来入学する児童と、いわゆる今の姉別に行く児童の振り分けができれば、お答えをいただきたいとこのように思います。先ほどの質問で姉別小中学校の校舎の築後の年数、そういったものが分かれば、それと中学校と小学校の築年数が違っているのかどうか。その辺についても分かれば御説明をいただきたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(金田哲也君) まず、耐震診断の内容という事でございますけれども、昭和56年以前に建てられた校舎につきましては、耐震診断をなささいという事で文科省の方から指示がございました。この中で、まず町内の学校で対象になるのが霧多布中学校の校舎、体育館。それから姉別小中学校の校舎、体育館。それと霧多布小学校の体育館それらが該当になって参ります。

現在、姉別小学校の体育館も対象になります。あるいは琵琶瀬小学校の体育館も対象になりますけれども、近い将来、統合の予定だという事でそれらを除きますと、今言った学校が対象になります。それで姉別南小中学校の築年ですけれども、校舎については昭和52年、後は木造で37年、46年とございますけれども、今回それらは対象になりません。昭和52年度に建てた校舎ということで、小中学校が対象になります。体育館につきましては、昭和40年度に建てております。57年度に増築しておりますけれども、これが築年数です。耐震診断の内容といいますが、技術的に詳しいことはちょっと承知しておりませんので内容というのは、ここでは説明できませんけれども、設計業

者に委託してお願いすることでございます。

それから生徒の推移ですけれども、姉別南小学校の推移です。平成23年度は22人、24年度が20人、25年度が22人、26年度が20人、27年度が19人というような推移となっております。それから姉別南中学校平成23年度が3人、24年度が4人、25年度が7人、26年度が9人、27年度9人、28年度9人、29年度には13人という推移となっております。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 姉別保育所の入所児童の関係ですが、15名で姉別南が8名、姉別北が7名という把握をしております。5歳児から2歳児半までが入所基準になりますので、5歳から2歳半までトータルで南が8名、北が7名ということでございます。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 色々と説明いただきましてありがとうございます。

まず、その耐震業務の内容が解らないというのは、私もちょっと納得できないのですけれども813万5,000円も掛けて、どんな内容の耐震をするのか解らないという説明はちょっとどうなのかなという感じがします。その辺について、もう少し詳しく分かれば教えていただきたいのですけれども、結果的に、その耐震診断をして地震に対応する為の補強等が必要であれば、更にそういった工事が掛かるというふうに判断していいのですよね。この耐震診断というのは、これは56年以前の建物については、診断が必要という事でありましてけれども、この期限というのはあるのですか。いつまでにやらなきゃならないというような期限があるのかどうか。その辺について教えていただきたいなと思いますし、それぞれ先般の一般質問中でもお話ありましたけども、小規模校につきましては、この数年の間に殆どが統合をされるという事で、小規模の小中学校では、姉別南が残る訳ですけれども、この辺について、ここ数年の間に統合と言いますか閉校と言いますか、そういった見通しはないのか。この辺について、以前に私も学校統合の在り方について、一般質問で委員会の考え方を聞いたことがあるのですけれども、あくまでもその地元の意向を重視したいというようなことで、行政側から働きかけるとか、そういった事はしないんだというような答弁がありました。その時の教育長と教育長は代わっておりますから、その辺の考え方について以前と同様の考え方でのいるのか。こういう質問をする裏には、当然、御理解いただけると思うのですけれども、いずれ統合す

るであろう学校に、このような巨額のお金を掛けることが果たしてどうなのかなという疑問があるものですから、今後の児童数、あるいは生徒数の推移を聞いたのですけれども、ある程度、中学校については予測の範囲で推移をするみたいですから、逆に言えば少し安心したのかなという気は私自身するんですよね。本当に中学校1年生から3年生までの間で2人や3人の生徒数で、果たして適正なのかということについては、私は疑問に思いますし、大半の方がどうかというふうに思うと思うんですよね。そういった関係で、数字を聞かせて頂きましたけれども、そのようなことで答弁をいただければなと思います。

議長(波岡玄智君) 建設水道課主幹。

建設水道課主幹(酒井俊一君) ただ今の耐震診断について、具体的な内容についてお答えしたいと思います。

まず、コンクリートの圧縮強度測定や中性化等の測定、更に鉄骨の腐食度や、傾斜量あるいは浮動沈下量の測定を行います。その結果によって、耐震補強案の提案を求めることまでを委託の内容になると考えております。以上です。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(金田哲也君) 耐震診断をいつまでにしなさいということでございますけれども、当初、平成17年度末までに耐震診断をするようにという事で指示があったんです。それは、その当時は第一次診断と、二次診断とあるのですけれども、第一次診断という簡単な検査でも良かったよと。あるいは、その優先度調査でも良いよと、その頃はまだそういう段階だったのです。その後、段々厳しくなりまして、いつまでというのは無いのですけれども、早急にやりなさいという指示でございます。

それで、今姉別南小中学校の今後の状況ですけれども、当面、統合という話は今のところはございませんので耐震診断後、その結果によって直すか直さないかは、また別問題ですけれども、とにかく耐震診断をしなさいという事でございますので、この度、姉別南小中学校の耐震診断をさせていただきたいということで、予算計上させていただきました。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 教育長。

教育長(松本賢君) 今の耐震化の問題ですけど、17年度当時はそういうスタンスで国もいたのですが、近々に今の言った大地震日本海溝のですね。そんな事もあって耐震化が課題となって文科省も国も、早々に耐震化を進めるような国の動きがありました。

それが17年当時はそういう事でありましたが、近年はそういうことで、文科省は耐震化診断をやらないところは公表するというような事で、それで全学校が全て耐震化に向けて補強ないしは改築するような方向で文科省は進めております。

そんな事で、町内には数校対象がありましたが統合することで、若干の解消はするということでもあります。今、当面統合の話がない学校につきましては、やはり耐震化というのは子供の命にかかわるという事で、まずは耐震化診断をするということです。したがって、これは設置者としての義務でありますので、金額はともあれ、他の学校とて同じような金額で推移して行くと思いますが、

議長(波岡玄智君) 本日の会議時間は議事の都合上、あらかじめこれを延長いたします。

教育長(松本賢君) 今回、姉別南と霧多布小学校は耐力度調査といいますが、それは現実に霧多布小学校の体育館は古いということで長年の懸案だったそうであります。それ以外にもまだありますが、それは過去それが進まない理由には、財政的な問題があったようなので言ってみれば、借金してまでもやる必要があるのだらうと思っていましたが、これで一応、耐震化は国の方の求める動き第一歩として、診断をしなければならないということです。

それで、その後の動向でありますけれども、今、姉別南については17年の基準があります。19年の3月定例会で11番議員さん質問あったと記録していますので、10番議員さんの質問の折に過去の会議録をとってきました。その折には、積極的に推進すべきとの考えであるというような事を表明しておりました。その折も、この17年の12月に教育委員会として決定した基本方針に従ってということではありますが、教育長が変わられても、私は教育委員の一員でありますけれども、教育委員会という組織の方向としてはこのように、これは改正していませんけれども、実は学校長2年前においでになりまして、色んなその教育の中身を、どうするかということで情報を提供することと、今後こんなふうになれば教員数はこのぐらいになるよというお話しをしました。特に中学校についてお話したそうであります。地域がその情報を基に色々お話ししたのですが、言ってみれば当分、この人数で将来何人でもいる限りは地域としては、地域全体としては、このままで統合の予定は当面ないという事ですけれども、まず、この耐震化診断の結果をもって、先ずは補強をしなければならないとかという、あるいは多額な耐震化に向けた金額が掛かるという事になりますと、やはり浜中町民の皆さんの一般の

財源ですから、税を投入するという事であります。

ところが、今統合がどんどん加速されておりまして、言ってみれば来年度末です。25年度末までに4校という予定でありますから、その分につきましては、その空き校舎それから今までに統合しました校舎がありますので、その活用について、やはりどうするかという1つの課題でありますね。従いまして、そういう空き校舎が側にあるのに改めて金額によりますけれども、多大な投資をするのかどうかという事もありますので、それら含めまして方針としては、この方針にそって進めていきたいと思いますが、教育委員さんの中にも色々考え方がありますので、今一度、この方針を見直すなり検討しまして、ただ情報は流したいと思っています。それは地域に委ねておりますけれども、教育委員会として設置者として、この様になるよという情報は提供したいと思っていますが、この統合に関してはやはり、色んな思いがございますので、さりとて町内的に学校だけに投資することが、他の住民の皆さんがどう思うかという事が、一番気になるところでありますので、言ってみれば、その他の町民の皆さんと地域の皆さんが、ある程度同じ思いになっていただければ非常に助かると思っていますけれども、こちらから積極的にといたしますか、情報は提供して参りたいと思っています。

それと、今の耐震化でありますけれども、この耐震化の結果をもって、耐震化は早々にやるという事ですので、その折にまた地域との話が出てくるとは思っております。そんなことで進めて参りたいと思っていますので、教育長が代わったから方針は変わらないのかということですけど、方針は教育委員会の決定なので、今のところ変わりようもないので、その方針さえも現状を踏まえて、もう一回見直しなりなんなりという事で、必要があれば進めていきたいと思いますが、私、情報は積極的にと思っていますし、情報を積極的に提供した上で、ある意味議論が出てくるとしますので、それと町とて財源的な問題がありますので、その折り合いのつくところで、地域の主体性を重んじながら町の懐具合も発信しながら、今後どうするかということについて進めて参りたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 大変詳しい説明をいただきましてありがとうございます。耐震診断の結果が出れば、当然、対応はしなければならぬと私は思うのですが、先ほど管理課長は出てからどうするか、それはまたそれからの判断だというような事はありますけれども、危険だという判断がされた場合は、それを放置するという事は当然、

行政として出来ないですね。その中で、積極的に情報を発信してというような答弁がありましたけれど、私は方針を変えて出来るだけ充実した教育環境のもとで、浜中町全体の児童・生徒が学べるような環境を作るべきだと。それが行政の役割だというふうに思いますので、積極的な対応を求めたいと思いますが、最後に何かあればお聞かせください。

議長(波岡玄智君) 教育長。

教育長(松本賢君) この件について、教育委員会に今回の議会の今言った議論についてお話をしまして、やはりそういう声があるということと、委員会としてもどういう方向で行くのかという事についても、近々の教育委員会にかけて決めたいと思っておりますが、その前に、この耐震化の結果が現実として目の前に来ますので、したがってその対応としても17年から、もう5年も経過していますので、そういった意味では時間が流れた経過の中で、将来の学校数も変わっておりますので、そういった事も含めまして教育委員会で、この基本方針について一応、審議をしたいと思っておりますし、現実がもう目の前に迫っていますので、その折にどうするかという事も含めて、言ってみれば、もうちょっと積極的になれということですが、今の立場としては、情報を提供することによって、後は組織としての教育委員会でそのような声が強ければ、そのように進めて行きたいと思っております。それでも地域の声が最優先だと思っておりますが、地域の方が、どのように思いになるのかも含めまして、それから我々が、どのように浜中町全体の教育を進めるかということも伝えながら、対処して参りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長(波岡玄智君) 6番中山議員。

6番(中山真一君) 2点についてお尋ねします。まず219ページ小学校の地場産食材提供費70万円、それから中学校30万円、浜中産の食材を学校給食へ提供するという23年度から新たに行われる事業のようでございますけれども、これの具体的な内容を教えていただきたいなと思っております。

それから249ページ、図書室事業に要する経費の中で、去年は図書購入費100万円が見込まれていましたが、今年はありません。ただ、今年の2月10日の第1回臨時会で光をそそぐ交付金事業として図書購入182万円が計上されましたが、これは共々22年度の事業で、23年度本は一切買わないのか。ただ学校図書は、それぞれ買うようですけども、図書室としては買う予定がないのかどうか。それから図書室の本を買

う際、どういふ本をかうかは、その基準はどういふ方法で決められているのか。分かれば教えていただきたいと思ひます。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(金田哲也君) 地場産食材提供費のご質問にお答えいたします。今年初めて予算計上したという事で、具体的に何々をというのは、まだこれから詰める所でございますけれども、地元の例えは、漁協さん農協さん、あるいはその他の企業さんから食材を仕入れて給食に出して、執行方針にも書いておりますけれども、給食を通して自然の恩恵や生産に携わる人々に感謝し、ふるさと浜中の素晴らしさを認識していただきたい。そういうような事で始める事業でございます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(大澤文明君) それでは247ページの図書購入にかかわってでございます。お説のとおり23年度、図書室にかかわる今まで100万円ということで、図書の購入費を組んでおりましたが、23年度はということになりますけれども、22年度の、先ほど御質問があった通り、地域活性化交付金住民に光をの部分ですか、地の地域づくりということで220万円の予算化、2月10日になされております。

この中で、例年100万円が包含されているという事で、お話をさせていただきたいと思ひます。220万円の内容としましては、まず図書の購入ということで児童生徒の調べ学習ということで、百科事典というのが、私共も蔵書しておりますけれども、相当年数が経過し、また高額な図書なものですから子供達が学校で調べるという中でも、なかなか図書購入の中の配当ではできないという希望が、各学校から寄せられておりますので、36万5,000円程度の百科事典の購入と、それから100万円は、今までも児童書、それから一般書という形で分けておりますけれども、この繰越明許の中では、145万5,000円の図書の購入に充てようという事で考えております。

それから、図書室環境の整備という事で、この頃は電子媒体で整理するとか、要はパソコンの関係でありますけれども、こちら辺の部分で、パソコンの購入なり関連機器ということで38万円程を見込んで、220万円で繰越明許の部分で23年度実施していきたいと考えております。

それから図書購入の選定というか基準でございますが、ご承知のとおり私どもの図書室には専任の司書がおりますので、専任の司書の専門的な知識と、それから私ども図書室をご利用いただいている町民の皆さんのリクエスト、それから、そういうものを含め

ながらできるだけ新刊で読みやすいものを専任の司書が選定しながら、図書購入に努めているということでございます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 中山議員。

6番(中山真一君) 図書の件については良いとして、給食の関係、全くアバウトなこれからというような事に聞こえるのですけれども、ただ予算を付けたというだけで、やはり例えば、地場産時期に例えば、例として、こういうもので月1回、年12回やるのか3回なのか5回なのか、その様な具体的なものも全然ない様で、これからなのか。だったら予算は何処から積上げてくるのか。1人当たりの生徒数にすれば、幾らの金額なんですか。それと、そういう具体的なものは有るのか無いのか。それをお尋ねします。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(金田哲也君) 1人当たりいくらというのは、給食費は1食、小学生198円、中学生233円ですから、それ以内でやる事ですけれども、例えば、今年度浜中産のビーフカレーというのを農協から肉を提供していただいて出している。また、浜中産の花咲かのに鉄砲汁、これも漁協さんから提供していただいています。今まで提供していただいて、そういうメニューを出していたのですけれども、いつまでもそんな事では駄目だろうという事で、23年度予算を付けて購入してやっっていこうという事で、予算を付けていただきました。ということで、小・中学校合わせて100万円の予算ですので、毎月とはいかないと思いますけれども、年3～4回というふうな感じで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 中山議員。

6番(中山真一君) 今の課長の答弁の中で、給食費の範囲内という事を言われましたのですけれども、給食費の範囲プラスこの物だと私は思うのですけれども、その辺は給食費の範囲内と言う事は、ちょっとおかしいんじゃないかと思いますが如何でしょうか。

議長(波岡玄智君) 教育長。

教育長(松本賢君) 私、会計の給食費とは、全く別物です。それは滞納もありますけれど、要は今回地場産品のPRも兼ねまして、地元でこういう食材があるというようなことを子どもたちに知っていただくと。実は、学校給食法が改正されまして、近年学習指導よりも、食育というのが盛り込まれました、栄養教員というのも今までの栄養士がなっていますが、学校に配置しまして食育を進める為の、そういう制度が出来ました。

そんなことで、それと相まって、実は町長サイドから、産業担当の課長さんから是非ともというお話があったのです。それで町長が100万円の範囲内で何とかということですから、小学校と中学校の人数の案分で7対3に分けたんです。これから具体的に決まっていけないというお話で、実際そうでありますけれども、そういった事で、これを今学校給食の運営委員会がありまして、その折にこういうことを発信して予算を計上するということでありますけれども、言ってみれば何回出来るかと。100万円でやろうという事ですから、100万円の中で出来る限り地元の食材が子供たちに、こういうものがあるという事が伝われば良いのかなと思って、漁業者より酪農業に携わる方々の将来的な生産物が地元でまず認識されて、そのことで、その他に全国的にも発信されて、それぞれの魚であり、肉類であり、その他の牛肉であり、そういったものが安定的に価格が推移できればという事で、そういう思いであります。

さっき言いましたように、今は食というのが非常に見直されていまして、あらゆるもの世の中に出て、自立して自分で生きてくるといふ事になれば、自立に向けたひとつの大きな力となるということでもありますので、生きた教材でありますから、あらゆる場で教育として教科の中でも指導したり、総合学習の中でも指導したり、あるいは給食センターそのもので、その素材を提供することによって、あらゆる集団生活から何から学べる事が出来るという方向で今、国が動いておりますので、それらと産業担当の課長の思いが一緒になりまして、今回、給食費とは別に、教育振興費で予算計上したので、よろしく御理解くださるようお願い申し上げます。

議長(波岡玄智君) 4番、松浦議員。

4番(松浦明恭君) 1点お伺い致します。257ページ、パークゴルフにかかわってお尋ねいたします。これは単にパークゴルフという事ではなくて、パークゴルフを通じてというふうにお受けとめいただきたいのですけれども、スポーツ振興ですとか世代間交流だとか、いろんな形で繋がりが持てるなと思うものですからお尋ねをいたします。

隣町では、パークゴルフ場を使いまして、高校生と協会の人たちとの、いわゆるそのルールを伝えながら、ゲームをやるというのを年に1~2回やっていると思うのですが、私もその場面に出くわして、あれはとても良い事だなと思ったんです。子供たちも、パークゴルフ場を使う事が結構ありますので、その人達がルールをやはり伝えてもらうという事は、ひとつは大事な事だというふうに思いますし、それから高校生だけじゃなくて、確か中学生だとかも使う事が体育振興の中であると思うのですけれども、色んな

人と交じった時にルールを無視してやっている場面もあるんですね。だから、そういった意味でいうと、ルール指導にも繋がるという点もあると思います。何よりもグループの中に、必ずその協会員が居て、一緒に回るという事で見えますと、本当に世代間交流のとっても良い場面だなと思うんですよ。

ですから是非とも、うちでもそういうような方式を取り入れてはどうかと。従前より思っていたものですから、そういうお考えを受け止めて頂けるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(大澤文明君) パークで世代間交流ということ、またルールをしっかり身につけながら、このスポーツを楽しむというそういうお話でございました。22年度の、そういう形で中学生以下、それから高校授業で使ったという部分でデータがありました。中学生以下で、今年度は43人のお子さんがパークゴルフ場で授業をという形でなされております。

また、高校生の方でも20人という形でカウントされております。お説の通り本当に世代間超えたそういう交流というのが、スポーツで一番大切であります。ただ私共、職員も指導まで出来ませんけれども、お手伝いしながらやはり、母体はパークゴルフ協会の方たちに、ただ今のお話をしっかり伝えながら、そういう交流ができるようお願いをして参りたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 1番福沢議員。

1番(福沢栄君) 1点お聞きします。207ページに弁護士報酬というふうなものが25万2,000円ですか、計上しておりますけれども、既に終わりました総務費でも顧問弁護士ここは報酬63万円というふうになっているのですけれども、それはそれぞれ弁護士を1人ずつというふうなことで無くして、総務費の中での顧問弁護士の報酬に関して、教育委員会としての、この弁護士の報酬になるのですか。この辺をちょっと伺っておきたいと思っておりますし、この報酬の他に1件当たり幾らというふうになっていると思っておりますけれども、そうなれば、この25万2,000円というのは言わば見込み計上になるのか。そして、その算出はどんなことで25万2,000円になったのか。ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(金田哲也君) 私どもで計上しております、弁護士報酬でございますけれ

ども、総務の方で計上しております弁護士報酬とは、また別で総務の方は、顧問弁護士だろうと思います。具体的に事例になりますと、また別契約になりまして、教育委員会の顧問弁護士という事ではなくて、具体的に平成20年1月30日に北教祖が行った1時間ストライキに対しまして、当時、霧多布高等学校の職員1名参加しておりました。この方について処分したところ、不服申し立てや公平委員会にございまして、その公平委員会で争っている最中だということで、21年の4月1日から、この弁護士にお願いをして対応していただいております。今の25万2,000円の根拠は年間24万円の消費税という事をお願いしております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 福沢議員。

1番(福沢栄君) 総務費の中で出ている顧問弁護士は弁護士として、この浜中町の庁舎の中で、それぞれ63万円に対して更に1件いくらのプラスアルファというふうなことで使っている訳ですよ。

そして今、説明の中では当時の高校の先生ですか、この裁判があって今、なおその延長線上にあると、その延長線上にある弁護士費用が消費税含めて25万2,000円だということふうなことで理解していいのですか。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(金田哲也君) 顧問弁護士さんの方は、通常の相談はその年間の報酬で、やっていただいていると思います。そして、これは通常の相談業務を離れても訴訟というか、そういう具体的に事例になっていますので、また顧問弁護士とは別な料金ということになっておりますので、そういう事で御理解いただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

(延会 午後5時28分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員